

平成23年第6回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

平成23年9月7日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時08分

◎出席議員（15名）

2番	川 俣 純 子	3番	渋 井 由 放
4番	渡 辺 健 寿	5番	久保居 光一郎
7番	高 徳 正 治	8番	佐 藤 昇 市
10番	水 上 正 治	11番	平 山 進
12番	佐 藤 雄次郎	13番	小 森 幸 雄
14番	滝 田 志 孝	15番	高 田 悦 男
16番	中 山 五 男	17番	平 塚 英 教
18番	樋 山 隆四郎		

◎欠席議員（2名）

1番	田 島 信 二	9番	板 橋 邦 夫
----	---------	----	---------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大 谷 範 雄
副市長	石 川 英 雄
教育長	池 澤 進
会計管理者兼会計課長	羽 石 浩 之
教育次長	岡 清 隆
総合政策課長	坂 本 正 一
総務課長	駒 場 不 二 夫
税務課長	鈴 木 傑
市民課長	平 山 隆
福祉事務所長	平 山 正 夫
健康福祉課長	樋 山 洋 平
こども課長	鈴 木 重 男
農政課長	荻野目 茂
商工観光課長	高 橋 博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（滝田志孝） おはようございます。

ただいま出席している議員は15名です。1番田島信二議員から欠席、9番板橋邦夫議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（滝田志孝） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いをしておきます。

通告に基づき5番久保居光一郎議員の発言を許します。

5番久保居光一郎議員。

[5番 久保居光一郎 登壇]

○5番（久保居光一郎） 皆さんおはようございます。傍聴席には、きのうから連日にわたっていらっしゃっている方、また、きょう、朝早くにもかかわらずおいでいただきました方々、大変ありがとうございます。5番の久保居光一郎でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、9月定例会の一般質問の最初を切って質問に入らせていただきたいと思います。まず、質問の前に、私、6月の一般定例議会で質問をいたしませんでした。ここで、東日本大震災のことに关しまして、ちょっと一言申し上げさせていただきたいと思います。

3月11日に発生した東日本大震災について話をさせていただきます。まさに、予想だにできなかったあの震災から、間もなく半年が経過しようとしています。この震災の地震と津波によって、8月14日現在までの警察庁緊急災害本部の発表によりますと、亡くなられた方は1万5,698名、また、いまだに行方不明の方は4,666名と聞いております。合わせて2万364名の尊い命が奪われたわけであります。

また、東京電力福島第一原発の事故によって避難区域に指定され、避難されている方は約11万3,000人、地震、津波によって避難された方、転居された方、合わせて12万4,594人にのぼり、両方合わせると23万7,599名の方が、現在もふるさとを追われ避難生活を余儀なくされているわけであります。

本市も、同じく住宅等の被害状況、大きな被害を受けました。8月25日の市の発表によりますと、住宅等の被災状況は、亡くなられた方2名、重傷者2名、住宅被害は全壊世帯66棟、

大規模半壊15棟、半壊世帯104棟、一部損壊世帯は2,481棟、合わせて市内の約4分の1の世帯に当たる2,666棟の方が被害に遭われました。この震災により、亡くなられた方々、被害に遭われた方々に対しまして、この席をお借りいたしまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、震災時から今日まで被災者支援のために、復旧のために、また、放射線漏れに対するさまざまな対策等々において、寸暇を惜しんでその対応にあたってこられた、現在もその対応に追われているわけでありますけれども、本市の市長を初め市の職員の方々、また、市内の被災者並びに東北の被災者に対して、物資の支援やボランティア活動をされている市民の有志の方々に対しましても、感謝と敬意を申し上げます。復旧、復興のために当然私たち議員も一丸となって取り組まなければならないという思いは、この議場におられる全議員同じであろうかと思えます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。私は、水道料の基本料金及び基本水量の見直しによる節水、節電の対策について、また、南那須地区小中学校の震災による今後の対策と統合について、最後は定住人口促進を図るための住宅地整備についての3点について、市長の答弁を求めるものであります。

初めに、水道料の基本料金及び基本水量の見直しによる節水、節電対策について伺います。現在、市民から徴収している水道料の基本料金は、13ミリ口径の月契約で月に1,659円であります。また、基本水量は10立方メートルとなっております。しかし、本市は人口の減少とともに、それに反比例するかのように独居世帯や単身世帯が増加しており、基本水量まで使用していない。すなわち基本料金に満たない加入世帯が31.7%に達しているのが現状であります。つまり、基本水量が多く設定されているために、使わない水量の分まで料金を徴収されているわけであります。このような状況をどのように考えておられるか。まず、初めに市長の見解を伺うものであります。

続いて、本市の水道料金は塩谷町と並び県下第2位の高額料金という不名誉な順位でございます。東京の大学を卒業して、親元を離れひとりで市内に住んでいる娘さんは、東京から帰ってきて、うちの市は水道料が高くてびっくりしたというようなことを申しておりました。

また、私の近所のひとりで暮らしているご婦人の方ですけれども、ひとり暮らしなのでとても基本水量までは使い切れない。しかし、基本料金はしっかり徴収されるんだよねという声も私のところに寄せられております。このような不公平感を解消するためにも、基本水量と基本料金を見直し、従量制を導入することも含めて検討されてはいかがかと思えますが、市長の所感を伺うものであります。

また、市行政全体で東電に支払う1年間の電気料金でございますけれども、平成22年度の

実績によると約1億3,500万円だそうであります。その中で、上下水道課が管轄する部分の電気料金は5,450万円であり、市全体の電気料の約40.4%がこの上下水道課の管轄で使用される電気料だそうでございます。

現在、市を挙げて節電対策に取り組んでいることを考え合わせれば、ここで水道の基本水量と基本料金を見直して、不公平感を是正していただきたいと思います。また、それによって、市民に節水を働きかけることは節電対策にもつながることであり、まことに時宜を得た対策ではないかと思いますが、この件についても市長の見解を伺うものであります。

2点目は、南那須地区の小中学校の震災による今後の対応と統合についてであります。私は今回と同様の質問を一昨年6月の定例会で行いました。そのときの内容は、南那須地区の小中学校の統合について検討する時期を迎えているのではないですかというような趣旨の質問がありました。

このたびの震災により、状況は一変いたしました。特に、いまだ耐震工事がされていない江川小学校の児童の安全確保については、緊急な課題であると考えますので再度質問をさせていただきます。江川小学校に耐震工事をするとすれば、おそらく今までの例を見ると、5億円から6億円ぐらいはかかるのではないかと思います。築33年がたった江川小学校を今後耐震対策を行うのか。それとも、他の対策を講じるのか、児童の安全を確保する教育環境を整備する観点からも、しかるべく施策を緊急に講じるべきではないかと思いますが、市長の所感を伺うものであります。

また、下江川中学校と荒川中学校の統合についてであります。下江川中学校の生徒数は5月1日現在で92名とのことであります。

下江川中学校の生徒数は年々減少しているわけであります。また、今後も大幅な生徒数の増加は見込めない状況であります。全体の統合に関する質問に対しての市長の答弁は、生徒数の減少は人間が限定されて、社会性の醸成が図りにくくなる。部活動や集団活動の選択肢が制限されてしまうというデメリットがある。さらに、中学校は、教科担任制なので、教員の点数の関係で十分な教員の配置ができないのではと懸念される。また、この件については、総合計画における後期計画の中で検討したいとの当時の答弁でございました。

現在の下江川中学校の教員の配置に関しましては、不都合は生じていないようでありますけれども、今後も引き続き十分な教員の配置は見込まれるのか、まことに懸念されるところであります。

人口減少の推移を見きわめるとともに、将来にわたる教育施設のあり方を考えるのであれば、荒川中学校と下江川中学校との統合については、早急に検討すべきではないかと感じているところであります。

当然、保護者や地域住民の意見を聞くということも大切であります。市の方針として統合を検討される時期に来ていると思っておりますが、この件についても市長の所感を伺うものであります。

最後の質問は、定住人口促進を図るための住宅地整備についてであります。定住人口の促進は、全市全域にわたって推進をするものであります。今回の私の質問は、東原地区の居住環境整備について伺うものであります。

この地域は、ことしの3月に示された都市再生ビジョンの中にも、居住区域として環境整備を行うと示されております。東原地区はJR大金駅や幼稚園、小中学校にも近く、また、病院や大金、田野倉の中心街にも近く、住居を構えるには最適の地域であります。人口の減少に歯どめをかけるためにも、東原地区の居住環境整備をさらに強力に推進されてはいかかと思っておりますが、市長の見解を伺うものであります。

さらに2つ目は、昨年度東原から小河原に至る道路の拡幅工事について、6,200万円の予算が計上されたというふうに聞いております。しかし、なぜかとりやめになってしまったということも聞いております。都市再生ビジョンにあるように、東原地区を居住区域とするならば、この事業は当然必要な事業であったのではないかと思います。この事業が中止になった経緯についても伺いたいと思っております。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは5番久保居光一郎議員から、水道料の基本料金及び基本水量の見直しによる節水、節電対策について、南那須地区小中学校の震災による今後の対策と統合について、そして、定住人口促進を図るための住宅地整備について、大きく3項目にわたります。ご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、水道料金の見直しについてお答えをいたします。当市の料金制度でございますが、口径別料金制をとっております。基本水量が1カ月10立方メートル、2カ月で20立方メートルまでの使用水量を基本料金といたしまして、これを超えた場合は超過をする水量に応じた金額を超過料金として合算をし、水道使用者から隔月、2カ月検針で偶数月にご負担をいただいているところであります。

このような基本水量を付加いたしました料金制度は、栃木県下では全市町が採用いたしております。全国でも約8割の市町村で用いられております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、近年、基本水量を引き下げ、また基本水量を付加しないで、使用水量に応じた料金体系を設定する自治体も出始めております。県内では、宇都宮市、栃木市、下野市がこの料金制を採

用してまいりました。

議員もご指摘のとおり、本市では口径13ミリをご使用いただく世帯のうち、31.7%は20立方メートルまでの基本水量を使用しておりませんことから、水道使用者の一部にはご不満の方もおいでかと考えております。

水道使用料金につきましては、水道事業という独立採算性によります事業運営を強く求められておりまして、また、利用者に対しまして適正な料金設定が望ましいものと考えております。本市の水道事業の運営は、最近になって赤字経営からの脱却を果たしたところでございますが、今後は老朽化をした配水管、配水施設等の改修が長期にわたって計画をいたしております。

また、大震災により被災をいたしました施設の改修が予定されるなど、いわゆる設備投資が必要となってきております。このため、水道料金の基本料金の付加水量等につきましては、今後の経営状況と全国の料金体系の経過を見ながら、慎重に対応したいと考えております。

次に、従量料金制の導入についてご質問がございました。議員ご指摘のとおり、本市の水道料金20立方メートル換算の場合、那珂川町に次ぐ県下第2位の高額料金となっております。これは、地形や人口の密集度に起因しておりまして、配水管路が長距離とならざるを得ないことや、簡易水道を統合しながら現在の水道事業形態となってきているために、多くの水道施設を有しております。

したがって、多額の建設運営費用がかかっておりますことから、供給単価や給水単価が高く、結果として県内でも高い水道料金となっているものであります。現行制度の中で、基本水量及び基本料金を見直しながら、従量制も導入してはいかがかというご質問でございますが、収益を堅持しながら現行制度内での基本水量及び基本料金の見直し、使用水量に応じた従量料金制の導入については、今後とも調査研究を進めてまいりたいと考えております。なお、この問題は、水道事業の根幹でもあります料金改定にもつながることでもありますから、さらなる議会等のご意見等も拝聴しながら、慎重に対処してまいりたいと考えております。

また、節水、節電についてでございますけれども、市では20%の節電目標を掲げまして、全課で削減に取り組んでいるところでございます。市有施設の中でも、水道施設は全使用料の約50%を占めているところでございますが、残念ながらことし6月、7月は微増となっております。消費電力の多くがポンプ等の動力費でありますことから、事業の本質にかかわることから削減が困難であるため、苦慮しているところであります。

議員ご指摘のとおり、節電の観点からも節水は有効と考えております。従量料金制導入につきましては、繰り返しになりますが、事業経営にかかる重要な案件でございますので、慎重に対応したいと考えております。節電対策といたしまして、水道施設を小水力発電に利用したり、あるいは施設に太陽光発電装置を設置をしたりする先進事例もございます。これらの調査研究

もあわせて進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、南那須地区の小中学校対策についてお答えをいたします。東日本大震災は、議員もご指摘のように、本市学校教育施設に甚大な被害をもたらしております。しかし、本市では合併当初から学校耐震化を最重要課題と位置づけ、計画的に整備を進めてまいりましたこともございまして、校舎の崩壊、倒壊といった最悪の事態は免れました。児童生徒にも、けが人も出さずに済んだことはまことに幸いでございます。今後も学校耐震化につきましては、児童生徒の安心、安全を確保するために、計画的に推進をしてまいりたいと考えております。

さて、学校統合についてでございますが、これまで旧烏山町時代に策定されました学校統合計画を尊重しながら、合併後、平成18年度からその計画に基づきまして烏山地区の学校統合が進められてきたところであります。平成24年4月には七合中学校が烏山中学校に統合されますことから、烏山地区につきましては一定の区切りがつくものと考えております。

また、南那須地区につきましては、昭和40年代から小学校の統合が進められてまいりました。合併時には、既に小学校の統合が終了し、2小学校、2中学校となっております。しかしながら、少子高齢化の進行には歯どめがかからず、一部の地域で児童生徒数の減少傾向が顕著となりまして、学校規模の適正化についてご意見、ご提言を賜る機会もふえております。

本市の人口構成を見ましても、このままでは少子高齢化がますます進行することが予想されますことから、議員ご指摘のように、将来を見すえた適切な対応を考えることが喫緊の課題であると私も思います。児童生徒の健やかな成長を願う大人といたしまして、真剣に取り組むべき大きな問題であると認識しております。

このために、子供たちの良好な教育環境整備のために、適正な学校規模や適正規模の実現に必要な手法など、望ましい学校のあり方について検討する機関を早急に設置をし、前向きに検討してまいりたいと考えております。なお、議員ご指摘の江川小学校の耐震化や下江川中学校統合問題につきましては、この機関の中で協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、定住人口促進のための住宅地整備についてお答えをいたします。まず、東原地区の居住環境整備についてであります。3月に策定をいたしました都市再生ビジョン（案）では、将来大金駅より北東に位置する東原地区を中心に居住環境向上エリアといたしまして、都市基盤整備による居住環境の向上を図りながら、都市機能の集積と閑静な環境を生かして定住拠点形成を図る案を示したところでございます。

この理由は、教育施設を中心とした公共施設や商業施設が近接をする良好な生活環境があるため、JR大金駅への近接性を生かしながら、南那須市街地の新定住拠点として住環境の整備を図ることがふさわしいと考えたためでございます。

しかしながら、6月議会定例会でもご説明をさせていただいたところでございますが、大震災以降、総合計画を初め都市再生ビジョン、公共交通再編整備計画、こういった計画、構想を再検討することといたしました。これは大震災を教訓に、安全、安心のまちづくりの重要性を認識し、まずは地域防災計画等の見直しを優先させる必要が生じたためであります。

東原を含めた大金周辺地域につきましては、大金駅や南那須庁舎、保健福祉センター、図書館など、公共施設や商店街、医療機関などが集中をして居住環境としてふさわしい地域であるのには変わりはありません。特に、小学校、中学校、幼稚園、保育園などにも近接をし、子育て環境が整っていますことから、南那須市街地における定住拠点として最適と考えられます。このため、これから策定をまいります総合計画等の中でも、都市空間として位置づけてまいりたいと考えております。

一方で、当該地域は道路が狭隘でございまして、防災面において何らかの対策の必要性は認識をしているところでございます。このため、将来ビジョンとして、例えば都市計画の用途地域指定等により快適な居住空間を確保した都市基盤を整備していく手法も1つの考え方ではあると思いますが、それには時間をかけて皆様のご意見等を伺いながら、栃木県とも協議をしながら検討をしていく必要がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、市道東原小河原線の道路拡幅事業中断についてでございます。当該市道は、東原地区の幹線道路といたしまして、荒川体育館から二原神社までの区間の整備を平成20年度から平成22年度にかけて整備をまいりました。平成21年3月9日には、東原と小河原の自治会から地権者の同意書を添付いたしまして、道路整備の要望書が提出をされたところであります。

この要望は、当該地域にアパートや個人住宅が増加をし、交通量も増加をする中で、相互交通ができる道路幅員を確保した安全、安心の生活環境の整備を求める内容でありました。このため、小河原入り口付近まで設計を進めてきたところでございますが、市と地権者との一部で道路整備の考え方に相違がございまして、一時中断をし現在に至っております。

市といたしましては、当該地区の環境整備と秩序のある地域開発のため、また、道路交通安全対策の一環といたしまして、基幹道路の整備が必要と考えておりますので、地域住民との話し合いを進め、ご理解とご協力の上で整備を図ってまいりたいと考えております。

以上答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま市長から答弁をいただきました。それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

今の基本水量が10立方メートル、これによって加入者の31.7%の方が何らかの不公平

感を抱いているという認識については、私も市長も同じであろうというふうに感じております。ここで、市の水道料について、今までの経緯を私から言うまでもないかとは思いますが、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

合併前の旧南那須と烏山町の水道料に関する資料を見ると、南那須町の当時は13ミリ口径で基本料金が1,560円、これは月ですね。烏山は同じ13ミリ口径で1,580円、20ミリ口径は南那須町では2,000円、烏山町では2,640円、25ミリ口径は南那須町が2,370円、烏山町は3,600円でした。それで、やはり基本水量はどちらのまちも10立方メートルでした。

これを調整して、合併した次の年の平成18年4月から現在の水道料金になったんだというふうに考えております。しかし、これは先ほども申し上げましたように、塩谷町と並んで県下第2位の高額であります。本当に先ほども申し上げましたように、独居世帯が年々ふえてきております。それから、単身でお住まいになる方もふえてきております。

これは本当に定住促進ということを考えた場合、市長、いろいろと検討する部分はあろうかと思えますけれども、やはり早急に生活の基盤となる水道料は少なくとも全国平均並み、栃木県の平均並みぐらいに設定しないと、なかなか来る人も来なくなってしまうのではないのか。

企業誘致も今一生懸命やっておられるようでは、やはりこういう毎日の生活のベースとなるその生活コストが高くては、なかなか人を呼ぶにも呼びにくいような環境になっているのではないかというふうには思います。市長の答弁を伺うと、慎重に対応したい。経営状況を見て対応したいということなんですが、やはりこの辺の部分は、もう少しさらに一歩踏み込んだ答弁がいただけないものかと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員ご指摘のとおり、平成17年10月1日に合併をいたしましたので、両町の合併協議の中で仔細に検討いたしました結果が、今、議員が言われたとおりなんですが、南那須町、烏山町の合併協議の中では、おおむね南那須の料金が烏山町を下回っていたということもございまして、住民の負担は低いほうにという基本的な約束ごとで進めてまいりました。そして、負担を軽くサービスは上位のほうにというようなスタンスで考えていましたので、そういった意味からは南那須町の基本的な料金におおむね10%から15%付加する形でこの合併協議がなされた。このように記憶いたしております。

そういうところで今きているわけですが、先ほども申し上げましたように、実はきのうも監査委員さんから有収率の指摘がございました。63%台ということで大変両町の施設、特に烏山地区につきましては老朽化が激しい配管が多いのでございます。今もその調査を行っておりますが、既に漏水箇所が30カ所を超えるところが見つかったというふうに報告をもら

っているんですが、まだまだ、この調査が明らかになると、そのようなところが明確になりますと、まずはこの老朽化した配管を布設替えしていかなければならない、これがまず最初にやらなければならない喫緊の課題だろうと思います。

さらに、震災直後、愛宕台の配水池等も大変な被害を受けたわけですが、そのような震災後の復旧も進めていかなければなりません。またさらに、合併した町村でもどうしても今、給水が確実に行われなくて渇水の事態があるわけです。したがって、この両町、まだ余裕のある配水池からつなぐ計画もごさいます。

そういった大きな3つの計画を持ちながら、今後対応していかなければならないということもごさいますので、料金の見直しということはやはり慎重にならざるを得ないというのは、そういった理由でございます。

おかげさまで、今、黒字会計になっているこの水道会計を、でき得ればそのような黒字経営を進めていく必要がございますので、経営状況も勘案をいたしながら、また、全国の同じような類似自治体、中山間を持っているとか、あるいは人口規模が那須烏山市程度というようなところの水道料の見直しはどうなっているんだろうというようなところも、従量制度の導入に向けた見直しが今、全国的に進められているようでございますので、そういった情報も得ながら慎重に進めていきたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 市長が今言われました全国的な水道料の見直しの動きなんですけど、私もいただいた資料、また私なりに調べたところによると、北海道の苫小牧とか帯広あたりでは、かなり先進的な料金体系を用いているのかなというふうに思っております。

それから、ここにごさいますのは、昨年の3月21日日曜日に下野新聞に掲載された水道に関するものでございすけれども、合併で相次ぎ変更、高齢者、単身世帯に配慮、基本水量減量もという題目で、先ほど市長がおっしゃいました、さくら市、下野市、宇都宮市、大田原市、栃木市などは合併協定に基づいて水道料金を安く引き下げる見解を示したというようなことが、この記事に載っております。

確かに布設工事にお金がかかる、それから、今回の震災でさまざまところが破損して、それに対する対応もしなければならぬ。お金がかかるのは当然であります。しかし、人口減少は、これは本当に歯どめがかかっていないわけです。

それと、独居世帯はますますふえてくるわけですね。独居世帯の方はこういうことを申し上げると失礼かと思ひますけれども、あまり経済的にも豊かでない方が多いのではないかと推察するわけでありす。

そういうことからしても、やはり基本水量に満たない世帯については、その不公平感は早急

に払拭すべきではないのかなというふうに考えております。先ほど市長がおっしゃいました下野市の水道会計、料金の変更の資料をここに持っておりますので、これをもとにちょっとお話をさせていただきます。

下野市は、昨年の11月の検針分から水道料が変わったようであります。ここで改正された主な内容といたしまして、1つ、水道メーター使用料の廃止。水道料金に別枠で付加されたメーター使用料を廃止し、基本料金制に変更します。2つ、基本水量の削減。使用のいかんにかかわらず、基本水量までの料金となる基本料金制を改め、使用した水量による料金制に変更します。3、従量料金の変更。基本水量制の廃止による小口径、小水量使用者及び生活用水の低廉を図るため、水量区分による料金制に変更しますということであります。

これと本市の水道の料金を比べてみますと、うちの市は2カ月に1回の検針でございます。下野市もそれと同じ方法で徴収をしているようでございます。13ミリ口径の基本料金が1カ月に650円、これは税抜きの金額ですけれども、2カ月だと当然1,300円ですね、本市と同じ検針であるとする。2カ月間で基本料金が1,300円。

この方が、2カ月ですから1カ月に10立方メートル水を使ったということになると、1立方から10立方までの超過料金が50円に設定してあります。ですから、20立方掛ける50円ですから1,000円ですね。1,000円に基本料金の650円掛ける2で1,300円ですから2,300円。これに消費税を入れると、2,415円であります。本市は幾らかと申しますと、13ミリ口径の基本水量10立方の基本料金が1,659円でありますから、2カ月分で3,318円、この差額は903円であります。

20ミリ口径に至りますと、基本料金は下野市の場合760円、2カ月にすると1,520円あります。この1,520円にやはり20立方使ったとすると金額は2,646円となります。では、20立方メートルで基本水量までぴったり使った本市の水道料は幾らかと申しますと、4,620円あります。この差額はなんと1,974円にもなるわけであります。

あえて25ミリ口径についてもお話をさせていただきます。25ミリ口径では、下野市の計算によると2カ月間でやはり20立方使った場合は3,465円、本市の現状は幾らかと申しますと5,460円。これも差額が約2,000円近い、1,995円という結果が出ております。

大体この13ミリから25ミリ口径までの方がほとんど一般世帯だと担当課のほうから聞き及んでおります。25ミリ口径までで98%、水道に加入している世帯の98.9%ぐらいまでの方はその中に該当する。それ以外は学校の施設関係とか、大きな企業などもあるのかと思いますが、ほとんどその100%に近い部分は一般世帯が使う水道なんだ。その中でも、13ミリ口径の一般世帯が89%、約9割が13ミリ口径の一般世帯だということでございます。

す。

当然、いろいろな維持費、それから布設費、災害による修繕費用とかかかるのはわかりますが、そういう不公平感をただすために、そしてまた、定住促進を図るためにも、水道というのは毎日毎日使うものでありますから、その辺の部分を安くしておかないと、なかなかこのまちに住みたいと思っても、住みにくい環境になってしまうのではないかというふうに思うんですが、もう一度市長、検討するとかという部分ではなくて、もうちょっと前向きな答弁をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員も大分調査、研究をされておりましたので敬意を表します。言われていることは十分私も理解できます。そういうことで、全国的に見てもそういった従量制を取り入れるというところがふえているということでございますから、もちろんそういうことで慎重に検討するという先ほどの答弁ということになるわけでございますけれども、今、これから上下水道課が抱えることは山積をいたしておりました、企業会計である以上は黒字経営を継続したいというのが私の本音でございます。そういうところを堅持しながら、そういった見直しができるかどうかという検討を慎重にしていきたいということでございますので、このことをぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 黒字会計、大変結構でございます。当然黒字会計は維持していただいて、市の税収も年々減少傾向にあるわけですから、水道料金もしっかりと徴収をしていただきたいと思えますが、やはりその不公平感は早期に打開するようにぜひ検討していただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、節水による節電について伺いたいと思えます。これは先ほども私、質問の中で申しました。市で1年間に使用する電力使用量は732万8,503キロアワーだそうでございます。その中で、上下水道課管轄で使用した電力使用量は、365万3,103キロアワーということであります。電気料金は先ほど申し上げましたように1億3,492万8,924円、このうち上下水道課における電気料金は5,446万686円ということでございまして、この電気使用量は、市全体の半分が上下水道課の水道の水をくみ上げる動力のポンプにかかる電気代とか、そういうのにかかっているんだと思えます。

でありますから、やはりこれは基本水量を見直して、水道料金を少し安くして、市民の皆さんに節水を促す。節水を促すことによって、私、素人でよくわからないんですが、節水を促せば当然動力ポンプの動く量も減るわけですね。その動力ポンプの稼働時間が少なくなれば、それだけ電気料も少なくなるのではないかと思うんですが、これ、担当課長、ちょっと。

○議長（滝田志孝） 粟野上下水道課長。

○上下水道課長（粟野育夫） お答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、水道の動力費を抑える抑制策は、やはりポンプを動かさないこと以外ございません。したがって、先ほども市長答弁の中にありましたように、20%削減目標を掲げても、実際に水道の動力費は2%前後なんですけれども、微増したという経過があります。

したがって、上下水道課所管のいわゆる動力費の節減を図るということは、やはり稼働時間を少なくするという観点からすると、やはり節水イコール節電という考えになると思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、課長の答弁にもございましたように、やはり動力ポンプがそれだけとめることができれば、当然節電にもつながるわけでございます。今、市は市を挙げて、市民にも呼びかけて節電対策をやっておられるわけでありますから、やはり私は、この基本水量の見直し、下野方式にしろとは言いませんけれども、基本水量を5立方に下げるとか、本当は下野方式でゼロから基本料金を安くしてということもあるんですが、基本水量を5立方に下げる。これはほかの県内の市町でも、もう既に試みているところがあるわけでございますので、それでひとつ試算をされて、できることであれば早急に実施していただきたいというふうに思うわけでございます。

今、節電をしているわけでありますから、できれば来年度、平成24年度あたりからは、少なくとも基本水量まで使っていない方を救済するためにも、また、はたから見て那須烏山市の水道料が安くなったと思われるような対策をとられるべきではないかなと思います。私、いたずらに市の税収を減らせ、水道料を減らすということは、市の税収も減るわけでありますから、そのことを求めるわけではございません。

ただ、そういう不公平感を払拭するには、どこをどのようにすれば、どのくらい全体の水道料金は下がるけれども、電気料はどのくらい下がる。どのくらいの減額であっても、どの程度なのか。その辺の試算は市長のほうからぜひ担当課のほうに命じまして、されて、もし、可能であればやはり今、私が申し上げましたように、ぜひ水道料と水道の基本料金の見直しを早急に検討していただきたいと思いますが、最後にまた市長の答弁を求めます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたが、十分議員のご質問は理解ができます。したがって、いろいろな情報を得ながら、今、黒字経営は堅持をしたいという旨の発言をさせていただきました。そういったことを念頭に置きながら、いろいろなシミュレーションを指示をいたしまして、こうなればこういった数値になる。ああすれば何とか黒字経営ができるの

ではないか。いろいろシミュレーションはできますので、そのようなことを命じながら検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

また、繰り返しになりますが、節電と節水の問題でございますが、もちろん市民の皆さん方に節水をお願いすることは当然でございますが、先ほど申し上げましたように、今上下水道課での一番の課題は有収率の向上なんです。きのうも64.8%、県平均よりも20%ぐらい低い。1日3,719トンという大量の水がこぼれてしまっているということですね。そういうことをまず解消したい。そういったところは、当然節水、節電にもつながってまいります。

そういうことでございますので、今、この調査をかけておりますので、そういったところも含めてこの上下水道課の大きな課題を解消しながら、料金見直しも検討していく。こういうことだろうと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 本市の水道に対する基本水量と基本料金、これはやはり不公平感を解消すること、また、住みやすい住環境の整備を図って、定住人口促進を図るという点からも、やはり具体的に早目にやっていただきたい。

市長が今言われましたように、有収率、これは県下で20%ぐらい平均よりも落ちているということでもありますので、これも大事でありますけれども、並行してそちらのほうもぜひ具体的に検討していただければなというふうに思いまして、またそのことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

続きまして、2点目の質問であります。南那須地区小中学校の震災による今後の対策と統合についてでございます。これも先ほど市長から答弁をいただきました。ただ、先ほどの答弁でわからなかった部分があるんですが、江川小学校はまだ耐震化がされておりません。今回の震災によりまして、やはり校舎の周りの地盤が若干落下したり、側溝がやられたり、あとガラスなんかも1枚、2枚割れたのかと思いますが、それに対して修理費が878万円ぐらい恐らく計上されたのではないかと思います。

これは当然措置しなければならないことでもありますので当然かと思っておりますけれども、ただ、今回の震災を受けて、江川小学校、これは耐震をするのでしょうか。する方向で考えているのか。それとも、違う方策を考えているのか。その辺のことについて、市長、今回こういう地震もあったわけですから、ある程度市長の中にお考えがあってもよろしいのではないかと思います。もし、あったら、それについて伺わせていただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。江川小学校、あそこの下江川中学校の体育館を初め給食センター、あの地帯に大きな被害を受けたことはご承知のとおりかと思いますが、そ

の中で、今、江川小学校に触れられておりますが、先ほども申し上げましたように、この応急の復旧工事はすべての小学校で対応いたします。またさらに、これからの耐震化計画も先ほど順次進めてきたということでご答弁を申し上げました。この江川小学校、下江川中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、この統合の問題も今ご指摘いただきましたけれども、そういった1つの整備検討委員会といったものを早急に立ち上げながら、その中で私は検討されたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 市長、私は一昨年の6月にも同じ質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁も総合計画の後期計画において検討していきたい。その統合等についても検討していきたいというようなお答えをされているわけです。今も、この震災があったにもかかわらず、今もまた、今の答弁の中で今後整備検討をしていきたいというようなことで、私に言わせれば、市長はどうお考えになっているのかわかりませんが、私から思えばあまり進んでいないのかなというふうに考えるわけであります。これは早く結論を出すべきではないかというふうに思っております。

私のほうから具体的にちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、境中学校を、これは震災と関係ありませんよ、東小学校と境小学校を統合するために、境中学校を小学校仕様に改修いたしました。あのときの工事費が、定かではありませんけれども、約8,000万円前後ぐらいでできたのかなと思っております。

それと同じように、下江川中学校はもう既に、これは昭和56年以降の建物でありますから耐震化構造がされております。であれば、江川小学校を今の下江川中学校にもってきて、小学校用として改修をするということも1つ考えられるのではないかなというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのような提言もあろうかと思えます。そういうことも含めまして、この烏山地区でモデル的な学校統合検討委員会を立ち上げながら、そして、合理化審議会でも、あるいは議会でも何十回となく、こういった統合、再編までには時間と論議を重ねている。そういった経過を踏まえれば、やはり南那須地区においても同じような手順を踏んで進むべきだと私は思います。

したがって、このこと、統合あるいはそういった重要な位置づけにあることにつきましては、そのような耐震化も含めた、これは仮称でございますけれども、整備検討委員会なるものを官民挙げてつくって、その中で今後の学校のあり方等をあわせて検討していただく諮問機関を設置したいと思えます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 諮問委員会をつくったり、検討委員会をつくって、皆さんの意見を聞きながらということのようであります。当然、保護者の意見を聞いたり、地域の人々の意見を聞いたりすることも重要でありますけれども、やはり今回のこの震災を受けて考えたときに、子供たちの安全、適正な教育環境の整備ということを考えてときには、いつ何があるかわからないわけでありますから、私はもうそろそろスピード感をもって、市のほうである程度の方針を打ち出して、それを保護者の方や地域の方々、それから各関係の方々に説明を申し上げて、その中で意見を聞きながら早急にとりまとめていく。

しかし、向かうべきところは統合なんだ。また、移転なんだというような方針は市長自身が明確に決められないと、検討委員会が何々整備何とか委員会だというようなことをやっている、これは私は一昨年伺ったときの答弁と同じなんです。あのときもそうなんです。検討委員会を立ち上げて、総合計画の後期計画の中で検討したい。検討したい、検討したいというお返事はいただくんですが、やはりもうそれは時期が来ているのではないかと私は思います。

小学校の6年間は、日本人として本当の基礎教育を学ぶ原点の場でもありますから、これは小規模校であっても私は地域においてもよろしいのかなという考えを持っております。であるから、私の案としては先ほども申し上げましたように、下江川中学校が耐震化されているわけでありますから、あそこに江川小学校を持ってくるということではいかがかというふうに考えているんですが、どうでしょうか。これについて何か問題がありますか。市長以外にどなたかあれば。

○議長（滝田志孝） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） それでは、ご答弁申し上げます。先ほどの市長の答弁の中で指示をされたということで、指示は私どものほうで承っております。今のところその準備を進めております。

したがいまして、先ほど市長の答弁の中で、整備委員会、検討委員会というような話が出ましたけれども、あくまでも仮称の話でありまして、いわゆる統廃合を含めた諮問機関、これの基本方針、それから、その諮問機関の設置要項、この素案は既にできております。ただ、中身の精査はまだしておりませんので、したがいまして、今、久保居議員のご質問の中で、江川小学校と下江川中学校のお話でしたが、とりあえず平成23年度をもって旧烏山地区での統廃合の計画が終了するわけです。

その後、どうするかということで、これは南那須地区だけに限定するわけにはいきません。今後の那須烏山市全体の小中学校の統廃合をどうしていくかというのが基本ベースになります。その中で喫緊の課題として、南那須地区の江川小学校、下江川中学校、これは児童数が急激に

減っております、教育環境があまりよくないということが課題になっております。

したがいまして、指示を受けておりますので、今年度中に諮問機関を立ち上げます。その中で検討していただいて、この検討の内容は今後の統廃合はもちろんですけれども、耐震問題も出てまいります。耐震計画も江川小学校も入っております。その辺もあわせて、この諮問機関の中で検討させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、検討委員会の中で、私が今申し上げたようなことを検討しているということでございます。ぜひスピード感を持ってやっていただければと思っております。

次に、下江川中学校と荒川中学校の統合についてでありますけれども、現在、下江川中学校は先ほど申し上げましたように、生徒数が92名であります。これも平成27年度あたりにはきっと110名ぐらいに1回戻るかと思うんですが、それ以降は大体100名を切る状態で推移するのかなというふうに考えたときに、やはり荒川中学校と統合されてはいかがかなというふうに私は考えているものであります。

現に、今、生徒数が少ないあまりに、野球部はないんでしょうか。サッカー部については七合中学校と一緒にチームを組んで、いろいろな大会に出ているということでございますけれども、平成23年度からは七合中学校はご存じのように、烏山中学校に統合されるわけですね。そうすると、またそういう部活動もできない。それから、人間性の醸成といいますか、あまり少人数で小学校から持ち上がったまましていると、そういう人間的な関係を醸成することもなかなか図りにくくなる。それから、適正な競争心とかそういうものも持ちにくくなる。部活動なども当然編成できにくくなるというようなこともあるかと思っておりますので、下江川中学校と荒川中学校もぜひ統合する方向で検討されてはいかがかと思っておりますが、これについても市長の答弁を伺うものであります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 議員ご指摘のとおり、子供たちの良好なる教育環境整備は、今、喫緊の課題だと私も理解をいたしておりますので、そういった中で先ほど申し上げましたが、もう既に教育委員会、教育長のほうにもそのようなことで、この諮問委員会を立ち上げるよう指示をいたしておりますので、早急なるスピード感を持った検討をしてくれるものと考えておりますので、そのようなことについてご意見あるいは要望という形で承っておきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 市長は大変優しい方でありまして、いろいろ意見は聞いてくださいます。それから、いろいろな委員会を立ち上げて、その方たちの、また地域の人、いろいろな方の意見をくみ上げていただいております。しかし、ときにはリーダーシップを持って自分

で決断して、そして逆に保護者とか地域住民とか関係者に自分の思いを訴えていく。そして、また理解をしてもらおうというようなことも当然市長はできるわけでありますから、そういう方向に基づいて、ぜひ前向きに動いていただきたい。そして、これ以外にもさまざまな問題があるわけですから、スピード感を持って解決をしていただきたいとお願いをいたしまして、この2項目の質問を終わります。

最後の質問に入らせていただきます。最後の質問は、東原地区の定住人口促進を図るための住宅整備についてでありますけれども、これは東原地区の地権者何名かに伺いました。地権者の方全部ではありませんけれども、何人かの方はおおむねあの地域を住宅区域として整備していただくことは大変結構なことだというようなことを申されておりました。

おかげさまで、最近、足利銀行の南那須支所のところから、つくし幼稚園の正門の前の道路、あそこがきれいに拡幅をされました。しかし、その後、そこから先がちょっとどんづまりになっているわけです。その先の部分を、私が先ほど申し上げました6,200万円の予算で工事をするのかなというふうに思っておりました。

先ほどの市長の答弁を聞くと、東原、小河原の地区の住民を集めて、一度そのような地権者への理解を求めた。そこで了解を得たというようなことであつたかと思えます。それが、なぜだめになったのか。私は住宅居住区域の整備の一環としてやっているのかなというふうに考えたものですから、なぜそれがとりやめになったのかなということで、今回のこの質問をしたわけであります。

もう一度ちょっと東原と小河原の地権者の了解を得て、予算をつけてあそこをやったのに、それが一部の意見でまただめになったということかと思えますけれども、もう一度詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 東原地区、小河原地区、要望を受けまして道路整備を計画的に進めてきたんですけれども、東原地区につきましては、都市建設課のほうで説明会をやりまして、今、そのようなことで、今、東原小河原線といいますのは、つくし幼稚園から二原神社に向けて小河原に抜ける道路のことを指します。そうすると、今、二原神社までは整備ができましたが、その後についての懸案ですね、それが実はそういうことで具体化されておりましたけれども、この道路整備計画、そして、計画の詳細がやはり欠如していたんです。道路の法線あるいは道路の構造、そういったところが地権者に十分理解をされていなかったということから、あの地権者はすべて小河原の自治会の住民なんです。そういうことなので、私の地元なものですから、私のみずから2回ほど皆様に会合のときに説明をさせていただきました。

そうしますと、やはり構造上、これでは反対だということでした。したがって、その法線を

変えて、もう少し簡略化する形で進めていきたいというふうなことであれば地権者は同意するよということだったものですから、ひとつ中断をしたという形になりました。そのようなことで、中断でございますので、新たな設計のもとにあの道路は整備をしていきたいということには変わりありませんので、ひとつご理解いただきたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） わかりました。集まってはみたものの、小河原の地権者から了解を得られなかった。しかし、これは今の市長の答弁を伺いますと、中止にするのではなくて、一たん中断で今後また検討していきたいということでございますので、了解いたします。

いずれにしても、東原地区、これは先ほども申し上げましたように、病院、学校、駅、買い物なんかにも大変便利な居住区域としては最適なところであります。定住人口の促進を図る上にも、さらにインフラ整備を積極的に推進されまして、人口増を図られますよう私からもお願いをいたしておきたいと思ひます。

最後にもう一度市長の所感をいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 当該東原地区は、先ほど申し上げましたように、やはりJR大金駅を核といたしまして、交通の利便性あるいは生活の居住空間は最適なところだと思っております。大きな課題は先ほど申し上げましたように、やはり道路だろうと思ひます。救急車も入れないような、あるいはすれ違い、乗用車で交互交通ができない。こういった事態でございますので、その解決のためにはある一定の規模の道路整備は進めていきたいと思っております。そして、定住あるいはそういった商業の活性化に、人が来ていただければそういった商業も活性化するわけでございますので、そういった活性化に向けて努力を傾けていきたいと思ひますので、今後ともご指導方、よろしくお願ひ申し上げます。

○5番（久保居光一郎） ありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、5番久保居光一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時31分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき16番中山五男議員の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

○16番(中山五男) 議場内の皆さん、こんにちは。台風12号による豪雨がやっと収まりまして、この那須烏山市にも穏やかな秋の気配が感じられるようになりましたが、一方、和歌山県と紀伊半島方面では、死者不明100名を超える大災害になりました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

さて、今回の私の質問では、通告申し上げましたとおり4項目でございます。こぶしの湯を含む自然休養村施設の運営方針について、放射性物質による被害の件、公共施設の防犯防火対策について、4点目は学校教育について、以上であります。

私は、再質問を極力なくすために、第1回目の質問の中で、この4項目の中から24点について大谷市長、池澤教育長からご答弁をいただきたく、既に通告してありますことから、早速質問に入らせていただきます。

まず、こぶし温泉を含む自然休養村施設全体の運営方針について伺います。去る3月11日発生した東日本大震災により被災した公共施設のうち、最も甚大な被害をこうむったところは自然休養村施設一体であります。敷地内に一歩足を踏み入れれば、のり面の崩壊から大きな地割れ、建物内の被災状況を目の当たりにしまして、地震の恐ろしさを改めて思い知らされた思いがあります。

その震災から7カ月が過ぎようとしておりますが、その間に、被災した公共施設のうち学校給食センターを初め道路等は、いち早く復旧に向け竣工中であります。しかしながら、自然休養村一帯の施設に限り、今後いかにする考えか、復旧か解体か、大谷市長の判断がいまだ示されておられません。以上からして、今回の一般質問の中で市長のお考えを伺うものであります。

ここで、自然休養村施設整備の経緯を少々申し上げますと、今からさかのぼること37年前の昭和49年度に始まりますが、当時の農林水産省から支援をいただきながら、宿泊施設を備えた休養村管理センターからキャンプ場、テニスコート、野外ステージ、山村活性化推進事業による宿泊施設と食堂、5人用の宿泊施設を備えたログキャビンなど次々と備えてまいりました。

そのような中、休養村が、まちの観光の拠点となるよう、平成5年度に、こぶしが丘温泉の掘削に成功してからは、市民の健康増進や憩いと安らぎを与える場としても大きな役割を果たしてまいったものと存じます。温泉湧出の後、休養施設の利用客が県内外からもさらに増加したことから、この敷地内にこぶしが丘牧場と農産物直売所が併設されるなどして、今日に至っております。

それでは、順を追って質問申し上げます。自然休養村施設はこれまでにこぶしの湯を中心に運営してまいりましたが、壊滅的被害を受けております。そこで次の3点をお伺いいたします。まず、1点、自然休養村施設は、将来を見すえた上でいかにする考えでしょうか。解体か復旧

かであります。

2点目、こぶしの湯を初め施設全体を復旧とした場合、およそいかほどの費用を必要とするのでしょうか。これはこぶしの湯から休養村管理センターを含む宿泊施設、食堂、それにログキャビン等であります。

次に、被災した施設全部を解体処分として、駐車場等の借地はすべて返還とした場合の諸費用額もお伺いします。

次に、守山キャンプ場の件であります。この施設は独立した施設であります。震災の後、外見からは被害がなかったように見受けられますが、この夏はなぜか閉鎖しております。キャンプ場敷地全体が借地の利用客数は年間500から800人程度であります。以上からして、今後いかにする考えか。運営方針をお伺いいたします。

次に、休養村に付随する次の施設の運用方針を3点お伺いします。まず、テニスコートは2面ありますが、今回の震災により中央部分付近に大きな亀裂が走っております。これまでは利用客が少なかったようではありますが、今後いかがお考えでしょうか。

次に、遊歩道は小倉から小白井間約5キロのうち、一部は崩落し、通行どめが続いております。全面復旧までの期間と費用についてお伺いいたします。

次に、こぶしの湯からキャンプ場をつなぐ遊歩道およそ500メートルは、この3月に多額の費用を投じて整備いたしました。完成まぎわに震災に遭いまして、全く利用されておられません。また、この遊歩道に沿って県が保全林整備事業により、およそ3万7,000平米にわたりコブシの木等の花木類を植林しましたが、今回の震災により樹木もろとも大きく崩落しております。これらの施設、用地はすべて借地であります。今後いかにする考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、こぶしが丘牧場の被災支援についてお伺いいたします。今回の震災では休養村の公営施設に加え、隣接するこぶしが丘牧場も甚大な災害をこうむったことは市長ご存じのとおりであります。このこぶしが丘牧場は平成元年、市内の酪農家がみずから生産した絞りたての牛乳を原料にしまして、新鮮な乳製品を消費者に届けようとして生産販売を始めたものであります。

その製品が消費者から今日のように認められるまでには、試行錯誤を重ねるなど幾多の困難をも乗り越えた末、本市の特産品にまで成長したものであります。震災前の生産販売量は1日生乳1トン为原料としまして、低温殺菌牛乳とヨーグルトを県内はもとより日本全国に宅配便で届けるなど、販路を拡大し、現在は乳製品として他にゆるぎない地盤を築いております。

その生産拠点であるこぶしが丘牧場が壊滅的被害をこうむりましたが、このまま生産に終符を打つようなことがあってはならないものと存じます。こぶしが丘牧場の乳製品は本市の特産品としてなくてはならないものであります。大谷市長にはこれらのことを踏まえ、いかなる

復興支援策をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

次の質問項目、放射性物質による被災者支援についてお伺いをいたします。福島第一原発事故により拡散した放射性物質から食料や呼吸器を通じて内部被曝への懸念が高まりつつあることは、市長ご存じのとおりであります。本市の被災範囲は当初春菊と農作物の一部にとどまるものと考えていたものであります。

ところが、事故から4カ月過ぎた7月下旬、那須塩原市内で放射性セシウムを含む稲わらを飼料の一部としていた肉用牛から、暫定基準値を超えるセシウムが検出されたことにより、原子力災害対策特別措置法に基づき、県内で飼育されている肉用牛すべてが1カ月間出荷停止になったわけであります。

その後、飼育農家が飼料等の品質管理を徹底することとしたため、去る8月25日、県産牛の出荷停止は解除されたものの、出荷された牛の検査体制が整っていないため、当分の間、希望どおり出荷できないようであります。

栃木県では、窮地に陥った肉用牛飼育農家に対する支援策としまして、無利子による融資や出荷時期を過ぎた牛の飼料代支援を行うようであります。本市では、肉用牛飼育農家に限らず、乳用牛を廃牛として出荷する際、価格の面でも原発事故の影響を受けていることから、補償等すべてを国県に任せることなく、本市としての独自の政策と飼育管理指導等を考慮すべきと存じます。本市内ではもともと酪農及び肉用牛と畜産業が盛んであり、市の経済発展に重要な役割を果たしておりますことなどを踏まえた上で、いかがお考えでしょうか。市長の所信を伺います。

米の放射性物質に対する安全検査周知徹底についてお伺いいたします。ことしもいよいよ米の収穫期を迎えましたが、昨年度収穫の稲わらを飼料とした肉用牛から多量のセシウムが検出されたことなどから、ことしの米は果たして安心して食べられるのかとした不安が、米栽培農家に限らず、一般消費者にまで広がっていることは市長ご存じのとおりであります。

そこで、米生産農家に対し、米の収穫前に放射性物質の検査時期や方法等を記載したチラシを新聞折り込みとして市内全戸に配布されましたことから、それを読んだ消費者までもが理解されたかと存じます。さらに、農協からも農家に対し、同様の文章を配布している上、新聞でも毎回報道されております。

以上のような方法で、米の放射性物質の検査方法や手順を周知したはずであります。果たしてこの仕組みを各農家がどこまで理解されたか疑問に思っているところであります。市や農協の担当職員には十分周知徹底したと判断しても、折り込み広告に何%の農家が目を通し、それを読んで理解されたか否かであります。

米の問題は食料の中で最も重要でありますから、万が一にでも想定外とするような事故が起

き、本市生産米の販売に影響があつてはなりません。放射性物質の本検査の結果が間もなく公表されますが、農家へはさらにわかりやすく丁寧に周知徹底を図るべきと存じます。このことについては、市長はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

福島原発事故により、本市にいかなる被害があつたか。東電に対する損害賠償額についてお伺いいたします。今回の原発事故による放射性物質の飛散により、農畜産物等に多大な被害と住民に不安の念を駆り立てておりますが、本市におきましても、被害をこうむり、公金から支出、負担しなければならないものがあります。例えば烏山南那須の両下水道処理場から排出される汚泥から、基準値200ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたための処理費約1,000万円の支出、水道水の放射性物質測定の検査手数料、市が今回、購入した放射性物質の検査機器購入費と、毎日の測定労務費などがあります。

今回の福島第一原発事故との因果関係がある損害額については、原子力事故被害緊急措置法により、すべて賠償請求できるとされておりますが、本市がこうむった被害状況と賠償請求見込額についてお伺いいたします。

次の項目に移ります。公共施設等に対する防犯、防火対策であります。本市が所有管理する施設には、烏山、南那須両庁舎を初め水道庁舎、保健福祉センター、図書館、公民館、体育館、その他さまざまな建造物を所有しております。それら各施設の防犯、防火管理についていかなる体制をとられているのでしょうか。

ところで、今回の一般質問項目の中になぜ防犯、防火対策等を加えたか、その理由を申しますと、市長ご存知のとおり、昨年12月から本年3月にかけて、県河内庁舎で3回連続して起きた不可解な火災があります。損害額は建物、事務機器等を合わせて4億3,000万円かかったそうであります。この新聞報道を見た県民から、新聞の読者相談に寄せた記事を読みますと、この多額の損害をだれが弁償するのか。非常に腹立たしく思うとした怒りの投稿がありました。

そこで、早速本市の条例の中から、各施設の管理規程を調べましたところ、庁舎と一般行政財産の管理責任は、市長、図書館と教育施設は教育委員会と定めてありますが、具体的に防犯、防火対策等の規程が載っておりません。

そこで次の4点をお伺いいたします。まず、1点目。公共施設の防犯、防火対策等を定めたマニュアル、すなわち手引き書等があるのでしょうか。

2点目、万一火災等が発生した場合、庁舎内にいあわせた住民や職員の緊避難誘導など、いかなる指揮命令のもとに行われるのでしょうか。

3点目、3度火災を起こした河内庁舎では、庁舎出入り口の合いかぎが少なくとも49個つくられていたそうであります。本市の場合、各施設のかぎの管理は、いかなる方法で行われて

いるのでしょうか。

もう1点、各施設ごとに消防法第8条に定める防火管理者を配置されているのでしょうか。以上お伺いいたします。

次、市役所が所有する車両、備品等の防犯対策についてお伺いいたします。市が所有する車両は乗用車、貨物自動車等、合わせて約150台あります。備品は複数の職員が管理しているものから、個人管理のパソコン等多種多様な機械器具を備えておりますが、そこで2点お伺いいたします。

まず、1点目、一連の備品等の防犯対策や維持管理にかかわる規定が備わっているのでしょうか。

2点目、備品台帳の管理は適正に行われているのでしょうか。以上お伺いいたします。

最後の質問項目、学校教育について池澤教育長からご答弁を求めます。学校でのパソコン等電気機器を使用しての教育効果についてまずお伺いいたします。学校教育現場での情報通信技術の学習目的は、子供の情報活用能力の育成やわかりやすい授業の実現、先生方の公務、学校での事務の負担軽減等の効果を期待したものと存じます。その学習目的達成のために、本市では平成21年度までに全小中学校に約2億円もの多額の費用を投じ、パソコンや電子黒板等を備えるなどしまして教育環境を整えてまいったところであります。

そこで、電子機器導入後、既に2年が過ぎた今日、2億円の費用対効果が上げられたか否か、次の3点をお伺いいたします。まず、1点目、情報通信技術の教育は、児童生徒に理解され、導入目的が達成されているのでしょうか。電子黒板を含め、これまでにいかなる実績を上げられたか、数値及び実例を用いてご答弁を求めます。

2点目、各学校の先生方は、パソコン等電子機器の接続や操作技術をいかなる方法で習得されているのでしょうか。そして、授業を指導する能力、力量が十分備わっているのでしょうか。

3点目、パソコンの配備台数は、生徒数と授業時間からして適正であったのでしょうか。

次に、学校教育の意義について、いかなる指導教育されているのか、お伺いいたします。これは非常に難しい問題であります。近年、非行少年や不登校、教師に対する暴力事件等の新聞報道をしばしば目にしますが、幸いにして、本市内におきましては、新聞ざたになるようなことなく、安堵しているところであります。しかしながら、高度情報化社会の進展により、子供たちもさまざまな情報が入手しやすい上、家庭教育の低下等から、教育現場では困難な問題も抱えているものと推測しております。

そこで、学校や家庭を困惑させるような問題を未然に防ぐには、児童生徒に対し、なぜ勉強するのか、教育の意義を説き、日々の生活に目標を持たせることが必要と存じます。毎年度、教育委員会から議会に提出される教育行政に関する点検評価報告書によりますと、本市の児童

生徒の学力はほぼ県平均であり、家庭での生活面でも少々課題は残るものの、今後は改善されるものと期待しているところであります。

そこで1点お伺いいたします。教育委員会の基本方針を拝見しますと、自分の目標や夢に向かって全力で挑戦できる児童生徒の育成を目指すと明記されております。その教育方針の中で学校教育の意義について、いかなる方法で指導の徹底を図り、子供たちに目標を持たせておられるのかをお伺いいたします。

次に、学校での避難誘導體制についてお伺いいたします。東日本大震災の津波で多くの児童生徒に加え、先生方の命をも奪い去り、人々の胸に消すことのできない大きな傷跡を残していますことは教育長ご存じのとおりであります。

その学校の被災実例が報道された中で、地震、津波を予測し、定期的に避難訓練や避難経路を整備していた学校では、津波警報と同時に先生たちが児童生徒たちをいち早く避難させたため、全員無事であったり、一方、宮城県の一小学校では、地震発生後、児童を校庭に集めましたが、避難場所を決めるまでに40分もかかってしまったため、逃げる途中で津波に遭い、児童の7割が死亡、行方不明になった例もありました。

本市に津波の心配はありませんが、市内の各学校では地震、火災の備えは万全を期されているのでしょうか。教育委員から毎年各学校の点検評価報告書が議会に提出されますが、その中に学校で避難誘導訓練を実施したとするような記事が載っていないようであります。生徒たちは避難訓練からみずから危険を予測したり、身を守るわざが備わるものでありまして、日常日ごろの訓練はぜひ実施すべきと存じます。

そこで次の3点をお伺いいたします。各学校では、初期消火の方法や消防署への緊急通報体制は教職員間で整っているのでしょうか。

2点目、避難経路や避難場所、避難誘導體制について、児童生徒たちに徹底されているのでしょうか。

3点目、各学校では、学校保健安全法に基づき、学校安全計画を策定することに加え、消防法第8条では、防火管理者を定めなければならないとされています。そこで、これらのことについては法令どおり遵守されているのでしょうか。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。ここで市長より話がありますので、

よろしくお願ひいたします。

大谷市長どうぞ。

○市長（大谷範雄） 午後開会前のところなのですが、おわびと訂正をさせていただきたいと思ひます。

先ほど久保居議員の水道関連のご質問の中で、有収率のお話もさせていただいたんですが、その中で、漏水量に触れたんですが、そのときの漏水量を1日3万トンというふうに申し上げました。これは正確には1日3,719トンの過ちでございます。年間に換算いたしますと、135万7,710トン、これが漏水をしているという現状でございますので、訂正とおわびをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） 先ほどは16番中山五男議員から、こぶしの湯を含む自然休養村施設全体の今後の運営方針について、放射性物質による被災者支援等について、公共施設等に対する防犯、防火対策について、そして学校教育について、大きく4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従ひましてお答えをいたします。

まず、自然休養村施設の今後の運営方針についてお答えをいたします。まず、こぶしの湯を含む建物についてであります。議員ご指摘のように、さきの大震災によりまして、こぶしの湯を初め宿泊施設、食事処くじら亭、ログキャビン等で構成されている自然休養村施設は、まさに壊滅的な被害を受けまして、現在、閉鎖をしている状況でございます。

このため、市といたしましては、被害状況について調査を行ったところでございますが、その結果、これらの施設を再建するためには、概算で3億5,000万円程度の費用を要するという算定でありました。ただし、この金額にがけ崩壊に対する原形復旧工事は含まれておらず、さらに多額の費用がかさむことが予測をされております。

一方、こぶしの湯を含む自然休養村施設を全面閉鎖をし、現況の施設を解体撤去する場合の費用は、約1億1,000万円と見込まれております。ただし、この場合、仮設道路等の設置が別途必要になるほか、駐車場等の借地の原形復旧費用は含まれておりませんことから、市の方針を決めた後、地権者との協議により検討していく必要があるものと考えております。

現状では、当該地には大規模な斜面崩壊、地盤沈下、地割れ、陥没が各地で発生をし、建物も大きく破損をしているほか、大規模な治山工事が必要となりますことから、公の施設として安全確保の観点から、少なからずリスクがあるものと考えられます。

これらを含めて、現在、市の内部組織であります公有財産管理運用委員会において、その存廃について検討を進めているところであります。なお、土砂崩れに対する治山工事につきまし

ては、県環境森林部が工事等について検討しているところでございますが、市の自然休養村施設のあり方の方針に基づき、施工方法等を検討することとなっておりますことから、早急に結論を出したいと考えております。

廃止となりますと、年間10万人余りを迎える施設を失うことにより、市にとって大きな痛手でございますが、既存の民間施設等と連携を図りながら、観光の振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、守山キャンプ場の運営方針についてであります。議員がご指摘をいただきましたように、守山キャンプ場は、自然休養村施設の中で唯一震災を免れた施設でございます。例年5月から10月までを営業期間としているところでございますが、シャワー等の施設を有していないために、こぶしの湯の温泉と併用した利用がなされてまいりました。しかし、温泉施設が閉鎖をしている中では利用が見込めないことや、余震が続く中で十分な安全性が確認できないために、指定管理者と協議の結果、今年度休業いたしております。

今後の再開見込みでございますが、ただいま申し上げましたとおり、入浴施設との連携がない単独での運営は難しい状況にありますことから、自然休養村施設全体の方針を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、テニスコートや遊歩道の管理運営についてでございます。こぶしの里遊歩道は、平成22年度末の完成を目指して整備工事中に震災を受け、未完成のままとなっております。また、テニスコート2面も大きく被災をいたしております。これらの施設は、こぶしの湯を初め宿泊施設、食事処等の自然休養村施設と一体として利用されるものでありますことから、公有財産管理運用委員会におきまして、一体的にその存廃について検討してまいりたいと考えております。

また、小倉から小白井にかけて整備をされている自然遊歩道につきましては、途中大規模な崖崩れがございました。県の治山工事が予定されております。県では大崩落地を中心とした復旧調査を実施中ではありますが、工事期間等については現在のところ、未定でございます。このため、復旧方法、期間、費用あるいは復旧の可能性も現時点ではつかめない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、これら自然休養村施設の整備にあたりましては、国、県の農林関連補助を多数受けておりますことから、今後の方針によりましては、国、県との協議をしながら、進めてまいることとなりますので、申し添えさせていただきます。

こぶしが丘牧場の被災支援についてお尋ねがございました。こぶしが丘牧場は平成元年、旧南那須地区の酪農経営有志者11人が、自然のままの乳製品のおいしさを消費者に届けたいと農事組合法人を設立し、加工工場において低温殺菌牛乳及び飲むヨーグルトの製造を開始いた

しました。

その後、法人を有限会社化し、積極的な販路開拓もございまして、販売量も順調に伸び、平成21年には8,000万円の売り上げを計上するなど、那須烏山市の代表的なブランド、特産品として、広く県内外で好評を博しておりました。

しかし、このたびの大震災によりまして、大きな被害を受けた自然休養村に隣接をする工場及び加工施設に壊滅的な被害を受け、操業を中止しておりました。市といたしましても、代表的な特産品でもあり、地域の活性化のためにも復旧を強く望んでおり、でき得る支援を行いたいと考えまして、関係者と協議をしてきたところでございますが、こぶしが丘牧場の経営メンバーがいずれも牛舎等の酪農施設に大きな被害を受けておりますことから、現状では工場復興のための新たな投資は困難であり、また、本業の酪農経営に重点を置きたいために、しばらくの間、工場経営は凍結をしたいという意向を確認したところでございます。

このため、市といたしましても極めて残念ではございますが、これらの事情を勘案し、復旧の一時凍結もやむを得ないと思料いたしております。今後のこぶしが丘牧場再開に向けて、市も大いに支援をするつもりでございますので、再開に向けて期待をしていきたいと考えております。

次に、放射性物質による被災者支援等についてご質問がございました。まず、肥育農家への支援体制についてでございます。議員のご説明にもございましたとおり、本県産の牛肉から、国の暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されましたことを受け、8月2日から肉用牛の出荷停止措置がとられてまいりましたが、安全性が確認されましたことから、8月25日に出荷解除されたところであります。

現在は、全戸の1頭目の出荷牛、最初の情報では全頭検査ということでございますが、県内のと畜場で全頭検査を実施いたしまして、基準値以下であれば2頭目からは県外のと畜場の処理が可能となる措置をとっております。

本市の畜産は、農業の主力をなすものでありますことから、今回の放射能問題から出荷停止に至るまで、その経緯を憂慮していたところでありますが、JA那須南和牛部会では、出荷停止前に出荷枠を確保して出荷をしたために、ほかに比べて影響が軽微で済んだと聞いております。

しかしながら、8月31日に東京食肉市場に出荷をした栃木県産牛の価格は、総じて12から13%のマイナスで推移をいたしてございまして、イメージ回復はまだだと聞いております。今後とも風評被害が懸念をされまして、栃木牛ブランド回復の道のは短くはないものと懸念もいたしているところであります。

現時点では、全農を通じまして東電に損害賠償を請求した風評被害額は、3月、4月分の

4件で86万2,000円であります。5月以降の風評被害の請求につきましても、JAに働きかけ、早い段階で生産農家に賠償されるよう関係機関と協議をしまいたいと考えております。

なお、畜産農家への支援策でございますが、東電への損害賠償請求を指導、支援するほか、当面、9月補正で措置されます総額30億8,000万円の支援策の推移を見守りながら、必要に応じて適切に対応をしまいたいと考えております。

次に、米の安全確認検査の周知徹底についてであります。日本人の主食であります米の安全確認検査につきましては、その影響が非常に大きいことから、新聞、テレビなどのマスコミでも連日報道され、行政でもあらゆる機会をとらえながら、事前周知措置をとってきたところでございます。

本市におきましては、広報お知らせ版に掲載をしたほか、8月9日開催の行政区長会議で検査、出荷体制を説明をし、12日には新聞折り込みのチラシを各世帯に配布。20日からは米を出荷するすべての農家にパンフレットを配布するなど、周知徹底を図ってきたところであります。

8月22日に市内で実施をした予備検査の結果では、放射性物質が検出をされず、9月に入って旧村単位6カ所で実施します本検査の結果が出ましたら、今後の対応も含めまして新聞折り込みチラシ、ホームページなどを使って周知をしまいたいと考えております。

次に、福島第一原発事故との因果関係がある損害につきまして、お尋ねがございました。東京電力では、8月30日、政府の原子力損害賠償紛争審査会がまとめた中間指針に沿った損害賠償の基準と手続を定めて、10月から順次、本補償に入ると発表いたしております。

それによりますと、政府などによる農林水産物の出荷制限指示に伴う営業損害や風評被害等の被害の賠償基準を定めておりますが、就労不能に伴う損害、放射線被曝による損害、そして地方公共団体等の財産的損害等につきましては、事故の終息状況を踏まえつつ、継続的に検討した上で、改めて発表するとして、具体的な基準を示しておりませんでした。

本市におきましては、これまでの水道水の放射性物質検査、プールの水質検査、下水道施設の汚泥処理、放射線量測定機器購入等、約1,700万円に上る経費を予算措置し、対策を講じてまいりました。また、今後は、広域の焼却灰などの処理など大きな負担となることが予想されております。

これらがすべて損害賠償の対象となるかどうかは、これから東京電力の賠償基準の発表を待つこととなりますが、市といたしましては、県内自治体と連携、協調しながら、損害賠償の請求については積極的に検討をしまいたいと考えています。

なお、JAでは、農畜産物の損害賠償を請求しておりまして、7月末現在の請求額は、5月

未までの野菜類出荷停止分350万円、風評被害分4,812万円であります。このうち、これまで東電から仮払いされた額は886万円でございます、率にいたしまして17.1%と聞き及んでおります。

また、先ほども申し上げましたが、肉牛の損害賠償額は、現在のところ3月と4月分の86万2,000円を請求しております、東電からの仮払いはまだなされておられません。しかし、5月以降の風評被害、出荷停止に伴う被害のほうが甚大でありますことから、引き続き、関係機関と連携しながら、生産農家への支援に努めてまいり所存でございます。

そのほか、JA系統外の農産物直売所につきましては、請求がまとまっておりませんが、まとも次第、損害賠償をする予定でございます。

次に、公共施設に対する防犯、防火対策についてお答えをいたします。まず、各施設の防犯、防火の管理であります。公共施設の防犯、防火対策マニュアルにつきましては、これまで特に策定をしておりますでしたが、危機管理マニュアルの策定にあわせて、防犯対策の指針の策定を検討していきたいと考えております。また、防火対策は消防法に基づき、各施設に防火管理者を設置し、消防計画を作成いたしております。この計画に基づきまして、それぞれ防火対策や火災発生時の対応策を行うこととなっております。

火災発生時の避難誘導につきましては、ただいま申し上げましたように、消防法に基づく消防計画を策定することになっておりまして、各施設の防火管理者を中心とした指揮命令に基づくことになっておりますが、有事に備えて、改めて指揮、命令系統や避難誘導體制について再点検する必要があると認識をいたしております。

かぎの管理でございます。主な公共施設は警備システムを導入しております、このシステム解除キーと出入り口のかぎは、当直者用、庁舎管理責任者用、災害発生時等の緊急対応職員の分のみ作成いたしております。特に、警備システム解除のキーは、警備会社に委託しないと複製できない特殊キーでございます、また、すべてのかぎを台帳で厳格に管理しております、安全性には十分に配慮をしているところでございます。

各施設の防火管理者につきましては、消防法に基づき、防火管理者の選任、設置が必要な施設に配置をしております、施設によっては避難訓練も実施をしております。また、県の河内庁舎における火災事故を受けまして、施設内コンセントのタコ足配線に注意をし、コンセントの定期的清掃、確認などの対応に努めているところでもございます。

なお、夜間の防犯対策でございますが、先ほども申し上げましたけれども、主な施設において、民間の専門業者に警備業務を委託しております。市民に開放している体育館等につきましては、施設利用者に戸締りと施錠を任せておりますが、日中、定期的に巡回をして、状況を確認する体制をとっております。

また、閉校となりました学校等につきましては、地域の自治会、自警団等のご協力によりまして、定期的に巡回をしていただいております。

次に、車両及び備品の防犯対策であります。市では、備品等の防犯対策と維持管理をすべて網羅した規定は整備をしておりませんが、それぞれ個別に対策を講じております。先ほども申し上げましたが、主な公共施設は、夜間警備保障会社に委託をした機械警備システムを導入しております。施設内の備品も含めて何らかの異常に対応できる体制を整えております。

また、パソコン等の情報管理につきましては、市の情報セキュリティポリシーに基づきまして、適正に管理をいたしております。

公用車につきましては、使用後の施錠や車内への置き忘れ防止を職員に周知徹底し、また、公用車更新にあたりましては、可能な限りアラーム機能つきのものを選択するよう努めております。

過去には、人通りの少ない車庫で公用車の燃料盗難、いたずら等もございましたが、頻繁に被害があるような場合は、防犯カメラの設置等も含めて防犯に努めてまいった経緯もございます。

備品台帳の管理につきましては、合併時から懸案事項でありましたが、昨年度、備品台帳管理システムを導入し、適正に管理をしているところでございます。

次に、学校教育につきましては、教育長答弁とさせていただきます。

以上答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 学校教育について大きく3点ご質問をいただいておりますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

1点目は、大きく情報教育について、2点目、学校教育の意義について、3点目、火災等の緊急事態の避難誘導體制についてでございます。順次お答えを申し上げます。

まず、学校教育現場での情報通信技術の活用についてでございます。ご案内のように、現代社会は、コンピューターの発達に伴って、政治、経済、社会、生活、文化のあらゆる面で個人から会社、そして国など、あらゆるレベルでコンピューターが使われ、しかもインターネットで世界がつながっているのが現状であり、今後ますます進展していくことが予想されます。

子供たちの情報活用能力の育成につきましては、小学校ではインターネットの閲覧や送受信の操作、文書や図表の作成、編集、情報の収集、分析等の基礎的な操作を身につける学習。ネットワーク上のルールやマナーなど基本的な情報モラルを身につける学習を行っております。

中学校では、情報に関する内容が必修となっております。小学校での指導内容を踏まえ、情報モラルを身につけ、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、

体系的な指導により生徒の情報活用能力を高める学習を行っております。

わかりやすく高次の授業を行うために、各学校では、大型デジタルテレビ、電子黒板、カメラ、デジタル教科書などのソフトを整備し、ICTを活用した授業を実践しております。先生方から、教科書の挿絵や図表を拡大して表示したり、自然現象等の映像を大きく見せたり、世界の国々との交信ができたり、言葉だけで伝えるよりも学習のモチベーションが高まったなど、学習に広がりや深みが出てきて大変効果的、効率的であったとのうれしい声を聞いております。

平成23年3月に実施した国のICT活用能力の調査によりますと、本市の先生方は、授業で使う教材や資料作成のためのインターネットやCDROMを活用できるかの問いに回答した割合は、小学校で約72.6%、中学校で87.9%、情報モラルなど指導ができるかでは、小学校約70%、中学校75%の高率でございました。

先生方の情報教育研修については、栃木県の総合教育センター、校内研修あるいはユニキャン研修など、自己の指導能力を高めることに真剣に取り組んでおり、ありがたく思っているところです。

パソコンの配備台数でございますが、平成19年に、小学校、中学校ともに児童生徒の学級定数人数を基準に導入しましたが、規模の大きい学校では再配備を検討しているところでございます。情報通信技術は刻々進歩、進展してございます。子供たちの情報活用能力を高め、おくれをとらないよう、学校と厚い連携を図りながら努力してまいり所存であります。

次に、学校教育の意義についてでございます。平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正されたのはご案内のとおりでございます。この教育基本法では、教育の目標、義務教育の目的が新たに規定されました。それを受けて、義務教育の目標が新たに規定され、学力の要素が明確になったところでございます。基礎的、基本的な知識、技能、思考力、判断力、表現力、そして主体的に学習に取り組む態度からなる確かな学力、豊かな心、健やかな体から導かれる生きる力の育成を図っていくこととなります。

本市では、知的活動や感性、情緒、コミュニケーションの基礎となる言語に関する能力の育成とともに、ICTの活用や児童生徒理解による満足感や充実感のある授業、個に応じたきめ細かな指導の充実を通して、確かな学力を育ててまいりました。いわゆる知的学力の保障でございます。教育は、不易と流行の部分がございしますが、しっかりとした学力を身につけていくことを愚直に誠実に丁寧に取り組んでいくことを各学校にお願いしてございます。

急速に進行している国際化、グローバル化、情報化、環境や平和などの現代的な課題には、国内外の他者との協調を通し、誇りを持ち、たくましく、しなやかに生きていく資質、能力が必要とされます。その基盤は、ふるさとを大切に、地域に根ざした特色ある教育を進める中で培われると信じております。地域の実態を踏まえ人間形成に大きな影響を与える学校独自の

伝統や校風、ふるさとの誇りや愛情を育む教育を推進することがますます重要なことになってくるのではないかと考えております。

昨今、子供たちの規範意識の低下、倫理観の希薄化、社会性の未発達、低い自己肯定感などの心の問題が見られます。道徳教育を充実させ、自然体験、集団活動、職場体験学習、ボランティアなどの豊かな体験活動を推進し自己実現を目指すキャリア教育の推進に積極的に取り組み、心の陶冶を図ってまいりたいと考えております。

学校の本質は、同じ世代の子供たちがともによりよい生活や学力の向上を目指して、切磋琢磨しながら切りひらいていく集団としての活動に特色があります。これからも学校生活を充実させ生きる力と確かな学力を身にまとう自信に満ちた子供たちの育成に邁進したいと存じます。

3点目、火災等の緊急事態の避難誘導の体制についてでございます。各学校においては、学校保健安全法に基づき、児童生徒の安全を確保するための対策を講じております。緊急事態に係る避難訓練は、春に地震、秋には火災に関する訓練を行っており、平成13年の大阪教育大附属池田小学校で起きた児童無差別殺傷事件後、不審者に対する訓練を重視し実施しております。

安全教育には、地震や火災のような特定の災害が起こることを想定し実施する訓練と、身の回りのあらゆる危険から身を守るための回避能力を養う学習もでございます。学校では、この両面から身の安全を守るための指導を計画的に実施しており、さきの東日本大震災では、1人のけが人を出すことなく、全員を校庭に避難させることができました。日ごろの避難訓練を怠りなく実施してきた成果であろうと考えています。また、防火管理者は法令どおり研修を踏まえた教員を9校全校に配置してございます。

本市教育委員会では、震災後に危機管理マニュアル等の見直しと改善を各学校に指示したところでございますが、さきの大震災では、地震後、停電になり、保護者との連絡が取りにくく、子供たちを速やかに引き渡すことができなかつたこともございました。学校での子供たちの安否の状況をどのような方法で保護者に伝えるかなどの課題も残り、具体的な災害に対する危険の回避と、とっさの場面での臨機応変な危険の回避能力をどう育成していくかという大きな課題を背負わされたところであります。

私たち学校教育に携わる者は、この震災の教訓を生かし、児童生徒の安全、安心を保障するさらなる研さん、努力をしていかなければならないと肝に銘じたところでございます。これからも学校と一体になり努力してまいる所存でございます。

1回目の答弁といたします。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 詳細の答弁を市長、さらに教育長からいただきました。これでほと

んど私も理解をしたところでありますが、少々2回目の質問をさせていただきたいと思います。

質問の順序に沿って再質問させていただきます。まず、こぶし温泉を含む自然休養村施設の全体の運営の関係であります。先ほどの市長のご答弁によりますと、復旧する場合は建物やこぶしの湯、ログキャビン、その辺だけでも3億5,000万円はかかる。また、被災したものを全部解体処分した場合でも1億1,000万円もかかる。いずれにしても、多額の公費負担が必要になるわけでありませう。

この自然休養村一帯の施設を復旧するか否かについては、先ほどの答弁によりますと公有財産管理委員会のほうで検討中とのことでありましたが、震災後約7カ月ほど経過しております。いまだ方針を見いだせないために私もきょうは質問したわけでありませうが、これはいつごろまでに方向づけをされようとしているのか、この時期についてお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 内部組織でこういった手順を踏まなければならないという公有財産委員会もあるものですから、あのようさきに答えていたしました。公有財産委員会でも基本的には廃止を視野にやはり検討している。このように報告をいただいておりますので、そういう中で、できるだけ早いうちに結論を出していきたいと思ひます。それも、あの施設は国、県の農林サイドからの補助を幾つもいただいている施設でございますので、廃止をするにしても県との協議が必要になってまいりますので、そういった意味でもできるだけ早いうちの結論が私も必要だと思ひしておりますので、早いうちに結論を出すように指示をいたしておりますので、できる限り早いうちに結論を出していきたいと思ひしておりますので、ひとつご理解いただきたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これは私の考えなんです、全部の復旧は財政上無理とするなら、宿泊施設とか食堂、これを除いた日帰り温泉施設としたような規模を縮小した形での復旧、そして市民の憩いの場を提供するような場として復旧できないものか。これについても検討すべきではないかと思ひしておりますが、このことについて市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさにそのところも検討させていただいているところでございまして、さきの補正予算の中で、源泉の補正予算をいただいて調査が終わった報告は先の全員協議会で報告したとおりでございまして、今も毎分130リットル、水温が28度程度だったと思ひますけれども、この源泉は生きていふような報告をいただいておりますので、そういったところで、何もかもなくなるというのは、本当に私としても大変残念でございませうので、そういった復旧の今言われた小規模な日帰り温泉、そういったところも復旧ができないかという検

討も加えてしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 震災によりまして建物が大きくゆがみまして、現状ではだれでも中に入れるような状態にあります。私もついこの間、のぞいてみましたら、中にはストーブから冷暖房の設備、机、いす、テーブル、それに一部丹前のようなものも放置された状態で、あれはだれが行っても持ち出すことができる、盗難にも遭うのではないかと。非常に無防備ではないかと思っております。これはやはり市長として、適切な指導をしまして、それら万全を期していただきたいと思いますが、このことについて市長は最近、現地を見られているでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 直後から何度も視察をいたしておりまして、その現状は十分理解をしているつもりでございます。意見を踏まえて、さらに管理を徹底させるように指示をいたしますので、ひとつよろしくお願いたします。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） まだまだ使えるような備品等がありますので、ぜひ盗難に遭わないように万全を期していただきたいと思います。

次に、守山キャンプ場の件であります。これは市長ご答弁のとおり、こぶし温泉との連動した施設であります。やはり温泉がなくなれば、このキャンプ場も閉鎖すべきではないかなと私自身も思っております。ただ、まだまだキャンプ場のバンガロー10棟ありますが、あのまま解体するののもったいない。かと言って、利用方法もなかなか難しいというようなことで、例えばあれを廃止した場合に、あの建物、バンガローだけでも何か再利用というような方法はないものでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このこぶしが丘温泉のバンガローも被害に遭ってはいるんですが、一部補修をすれば利用可能なんです。そういったところも含めて再利用可能かどうかも含めて、今、総合的に休養村全体を復旧の一助になるものかどうか、解体か、その辺のところを含めて早急に判断をしていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 次に、自然休養村に付随しますテニスコートとか遊歩道とかについてお伺いします。

遊歩道は、これから県の林務部のほうで崩落したところを修復するそうでありますが、遊歩道の崩れた部分、あの道路もあわせて復旧する。県の予算でもってあの部分も復旧していただけるのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） その辺のところはまだ明確になっておりません。まずは、あそこはその下のほうに荒川をせきとめるぐらいの大きな崩落箇所もございます。それと連携をする遊歩道ということになりますので、県としては、まずはその休養村全体の市のこれからの方針を待っているというような状況でございますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、全体計画を早いうちに判断をして、全員協議会でお示しをしてご了承を得て、それから県に報告したい。こういった段取りで今考えております。したがって、そういう自然休養村全体の計画とあわせて遊歩道も市としては検討していきたいと思っておりますので、全体計画の中の遊歩道だというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 県が保全林の整備事業として花木類を植樹してくれた3万7,000平米の土地があります。あれは借地になっているわけでありましたが、あれを復旧することは極めて困難ではないかと思っております。

それで、これもやはり県のほうで整備しましたので、県との協議も必要かと思っております。そういうような面で、これはもう速やかに元地主にお返ししたほうがいいのではないかと。そう思っておりますが、この辺については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） その方法が一番市にとってはメリットが大きいんですが、ただ、あれは県単事業を取り入れた保安林事業になっておりまして、それを借りているということでございますから、あのまま返還するということはちょっと難しいと思うんですね。やはり市の休養村の、先ほど申し上げましたように、これからの方針を踏まえた形で、県もその崩壊部分をどうするかという方針が固まるものと思っております。

したがって、県事業の取り組みについては、私からも申し上げられませんが、いずれにいたしましても、お借りをしている地主さんには十分その意見を尊重する形で、県と連携をとって速やかに円満に返還をしたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） その保全林で整備した部分、これは県との協議も必要だということではありますが、いずれにしましても、この自然休養村、どうするのか。復活させるのか。廃止するのか。相当大的な面積の借地がありますから、これらも含めて速やかに結論を出し、廃止するなら廃止するとして、地主さんに土地はお返しする。そのような方向づけをすべきではないかと思っております。

次に、こぶし温泉関係で、こぶしが丘牧場の被災の支援なんですが、先ほどのご答弁を聞き

ますと、復旧には新たな投資が伴いまして、資金の面で現在の酪農家では困難なようであるということでもあります。

それで、これは震災復興のための公立補助というものはないのでしょうか。例えばきのうの補正予算にありました農協に対するライスセンターとか、選果場、あれは公立ではないかなという感じがするんです。震災復興に関する何か公立補助があれば、そういう事業も進めることとして、ぜひこれは復興していただきたい。そうすべきと私は考えております。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 全く同感でございまして、実は震災直後に経営者と電話だったんですけども、お話をいたしまして、早速私も県のほうに要望いたしましたら、実は復興基金というのは国から県にございます。国から県にある一定額の基金があるんですね、交付金。その中で何とか確保してほしいということで要望いたしました。

8月の末にその申請の締め切りでございましたから、じゃあ、そのような予定で私のほうは市としては考えるから、ひとつ確保されたいということで県には要望しておりました。何とか県もそういうことで、じゃあ、話し合いましょうということで、ある金額は申し上げませんが、いただくことが可能なことで進めてきたんですが、最終的に申請間際で再確認をいたしましたら、本業の牧場をまず再興することが先決だということを改めて経営者のほうから言われました。

結局全額補助というのはいないんですね。おおむね2分の1なんです。国が2分の1であるならば、市もできるだけ議会のご理解を得て補助制度を適用しようと思ったんです、実は。ですから、そういう意味でも、4分の1程度はやはり受益者の負担ということになるものですから、大体事業費が1億円だといいますから、2,000万円から3,0000万円は負担ということになるんですね。

そういうことがあったものですから、ぜひ一時凍結をしようということの結論になりました。したがって、これは一時凍結でございますので、この本業が復旧の目途がつけば、ぜひやりたいというふうに、そしてあと酪農家の会員ももう少しふやしたいと言っておりました。ですから、そういった関係者には私のほうから呼びかけておりますので、復旧の時期は恐らくあるものと期待をしているところであります。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） こぶしが丘牧場につきましては、本市にとりましては本当に代え難い大変な財産ではないかと思っております。ぜひできる限りの支援をすべきと考えているところであります。

こぶしが丘の関係はこれで終わることにしまして、次に放射性物質による被害の支援につい

てお伺いいたします。まず、肉用牛の関係であります。これもご丁寧な答弁をいただきました。出荷停止が解除されまして、今、順調に肉用牛の出荷が始まっているようであります。しかし、過日の新聞報道によりますと、10%から20%も今までの価格よりも低い価格で取り引きされているということでありまして、これがいつ元値に戻るのかもまだまだ予測がつかないような状況であります。

そうしますと、相当その間の損失、また飼料代の負担等がかかると思われますので、ぜひ市としても何か具体的な支援策というものを考えるべきではないかと思っておりますが、何か具体的なことは考えていないのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 肉牛を初め米も実は今夕には公表できる報告があるはずですが。そういったところからいたしまして、まだまだ支援が足りないとも感じております。県内の市町村の動向もいろいろと情報をとってみたいと思います。また、栃木県との連携が何よりも欠かせませんので、そういったところと県とも連携をとりながら、今後、都度適切に対処していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この放射能問題から学校給食センターでも献立の中に牛肉は使っていないというようなことでもあります。これは行政として消費者へのPRもぜひ必要ではないかと思っております。そこで、これだけ盛んな那須烏山市でありますから、この肉用牛に対して市独自の政策、PRが必要ではないかと思っております。那須烏山市から生産される農作物すべてが安心、安全であるということを、県内外にまでPRする必要があると思っておりますが、何かその辺のところ、PRの方策というのは市長として考えておられるのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 栃木県知事初め県の執行部と市町村長の政策懇談会が8月末に行われました。その中でも放射能問題に対する意見、要望が相次いだわけですが、私からはこの放射能問題は各市町村の共通事項、大きな課題であるから、県がまとめて賠償責任を国あるいは東電にぶつける。これは県一本でやるべきだという要望をいたしまして、そういったことは当然だろうというところから、知事もこのことについてはお約束をしていただきました。

そういった意味で、こと放射能問題については、賠償を徹底をしてやるべきであろうと考えています。したがって、この牛肉等の風評被害等についても徹底した賠償請求は進めていきます。さらに、この風評被害等に対するものは、9月に県庁の広場でそういった安全を訴える開催をする予定でございますので、市といたしましても、そういった農産物を積極的に参加をさせていただければ、参加をして、那須烏山市の農産物の安全を訴えていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この放射能汚染による被害の請求、これらについてはやはり県のほうとも協議をしまして、ぜひ進めていただきたい。

それと先ほど言いました、市長が今言われるように安全を訴えるためのPRですね。これは市としてもこれからのさまざまな秋にかけての行事の中でも、もしできることがありましたら、農協の牛肉部会、飼育部会とも協議をしまして実施していただきたいと思っております。

次に、米の放射性物質による安全検査であります。市長もさまざまな方法で既に消費者と生産農家に対しては趣旨を徹底しているようではありますが、この米の放射性物質の検査の結果、これはここ一兩日のうちに那須烏山市分のものが公表されるのではないかと考えています。その結果、米生産者や消費者に対して速やかに通知を指示をしなければならないと考えているわけです。

この間の新聞の報道を見ますと、日光市内では既に微量のセシウムが検出されているわけです。食べるのには安全であるとは言っても、このように大きな記事で新聞報道されますと、これはちょっと消費者も日光方面の米は食べないのではないかと思います。これがもし那須烏山市にもセシウムが検出されるということになりますと、大変なことになると思います。もし、そういうようなことになった場合のことも考えまして、これからの対応をぜひしていただきたいと思っております。

次に、原発事故による市の賠償請求についてであります。先ほどのご答弁でほとんど了解をしたところであります。現在のところ、市としては下水道の汚泥の処理費等を含めまして、およそ1,700万円がかかっているということでもあります。しかし、この公共団体に対する補償の基準というのが、いまだ決定していないとのことでもあります。この請求できる時期がまいましたら、ぜひ速やかに請求し、処理すべきと考えております。

次に、この公共施設に対する防犯、防火対策であります。これは第1回目の質問の中でも申し上げましたとおり、河内庁舎の火災のことから私どもの庁舎等はどのような対策がとられているのか。つい気がかりだったものですから、今回の質問の中に入れたわけです。

先ほどの答弁を聞きますと、防火、防犯対策の手引き書のようなものはまだ策定されていないというようなことでもあります。これは速やかに策定をされまして、各職員に徹底していただきたい。強くこれは希望いたします。

それに防火管理者も消防法により決定はしているということでもあります。私どもはよく病院等に行きますと、防火管理者だれだれという名前が張りつけてありますね。そうしますと、何となく私たちも安心するわけです。しかし、今、市役所、庁舎を含めまして、この防火管理者のそういった名前を張りつけておくところは全然見当たらないような気がするんですが、こ

れは徹底すべきではないかなと感じておりますが、このことはどうでしょう。そうすれば、防火管理者として定められた職員は、自分に与えられた職務意識を強く持つのではないかと考えております。この辺のところはどのように考えているでしょうかお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 烏山庁舎、南那須庁舎、それから健康福祉センターとも消防法によって届出はしてあります。ただ、異動等がありまして、今のメンバーとちょっと合っていない部分もございました、調査の結果。ただいま総務課には私も含めて3名、それから南那須庁舎についても市民課が管理していますが、それにも3名、健康福祉センターのほうには2名の資格者がいますので、早急にその手続をしながら、その表示のあり方、今、ご提言いただきました。そのことも検討してみたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいまの総務課長の答弁を聞きますと、防火管理者、配置はしているが、本当に形骸化して名前だけで終わっているような感じを受けますので、ぜひこれは徹底をしていただきたい。

この避難誘導體制についてですが、これもまだ完全に整っていないようであります。例えばきょうは、傍聴席のほうに一般市民の方が来られていますが、ここで万一火災になった場合、我々は逃げ出すとしても、そういった一般来庁者をどう避難誘導するのか。これらについても徹底すべきではないかと考えておりますので、これから策定されます手引き書の中で、ぜひ全職員に対して徹底をしていただきたいと強くこれは希望いたします。

次に、市役所が所有管理する車両、備品等の防犯対策であります。これ、実は何でこのようなことまで今回の質問に加えたかといいますと、どうも車両等はあまり完全な管理体制ができていないのではないかと。だから、しばしば自動車事故も起こすのではないかと。そのようなことから、私は、この管理体制まで今回の質問に加えたわけであります。

備品台帳も適正に使われているというわけではありますが、この台帳の管理というのはこれは各課なんですか、それとも管財係で一括して廃棄したものを排除する、新しく購入したものはそこに加えるというのは徹底されているのでしょうか。この辺、1点まずお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 懸案だった備品管理システムですね。昨年度コンピューター管理でシステムを構築しました。既に既存にあるものはすべて登録をいたしまして、今後、購入するものは購入の時点でその手続き上登録できるような体制をしております。ただ、各備品のそれぞれの管理はそれぞれの所管のものになりますが、その廃棄、登録するものについては、総務課のほうに届けがあって、うちのほうで一括管理をしているというような形になります。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） たちまち時間が過ぎまして、どうも教育長に対する再質問はいつもしりきれトンボになりまして残念に思っているわけでありまして。1、2点だけ、まだ4分30秒ほどありますので、その範囲内でお伺いします。

情報通信教育の時間数なんですけど、現在何年生から始めて、週当たり何時間ぐらいこの教育をされているのか。これをまず1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） ただいまの指導時間でございますが、教材を使用し、あるいは資料を活用するためのPCの時間というのはそれぞれの教科によって違いますが、おおむね高学年ほど高い時間になっております。これは何時間以上やれということは指示はございません。それぞれの学校で40台を適切に使うために教科配当をきちっと教育課程の中に配置していますので、時間というよりは学級、教科でうまく活用していますので、つまり、1学級分、どの学校も1学級分PCをセットしていますので、時間ということではなくて学級でどのくらい活用するかということ、したがって、週大体25、6時間ですね、小中学校では、その中で学級で使うというのはおおむね逆算すれば想定できる時間になります。

したがって、時間というのは3時間とか5時間とか10時間とかという時間数ではございません。教科によって使用時間が違うということです。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、このパソコンが実際生徒たちに教材として使用されている時間の割合ですね。これはあいている時間が多いような気もするんですね。もし、あいている時間が多いとすれば、配置した台数が多過ぎたということも考えられるんですが、その辺のところは適正だったでしょうか。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 逆でございますが、例えば荒川中学校と荒川小学校の学級数の多いところ、あるいは烏山中学校や烏山小学校の学級数の多いところを想定していただければ、1学級分小学校ならば40台、中学校ならば35台プラスアルファ、したがって、20、30という学級数になると、例えば単純に20学級ですと週朝から晩まで使っても1時間あるいは1時間半ということになります。あいている時間というのは想定できないのではないかと考えています。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 教育長、私、教育長に質問しますのは、こういった教育委員会から我々議会に配られますさまざまなこういった資料の中から疑問を持ったところを質問させても

らっています。

その中では、先ほど1回目の質問で申し上げましたように、防災、防火訓練については全く記載されておりません。それと、今言った、パソコンを使った教育はどのぐらいやっているのか。それがどのような成果が上がったのかについても、具体的に明記されておりませんので、私は今回その費用対効果は果たして上がっているのかということで質問させてもらったわけです。そういうような面で、これからのこの点検評価報告書の中には、それらの防火対策からコンピューター関係の事業についてもぜひ含めていただければ、より我々としてはわかりやすい報告になるのではないかと考えているところであります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 以上で16番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時18分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、7番高德正治議員の発言を許します。

7番高德正治議員。

〔7番 高德正治 登壇〕

○7番（高德正治） ただいま議長の許可を得ましたので、本日最後の質問をさせていただきます。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。項目は3項目であります。

1つめは、那須烏山市消防庁舎について、2つめは雑入について、3つめは烏山産廃処分場についてであります。

1. 那須烏山市消防庁舎についてお伺いいたします。昨日の台風は各地で土砂災害をもたらした河川の氾濫で多くの地域に被害をもたらしました。記録的な豪雨にみまわれたときに、緊急出動ができるのか。安全に安全を重ねたほうがよいという思いで質問させていただきます。

神長地区は、江川河川からの水と、山と山の間から出る沢の水でお米をつくっている地域であります。沢の水は、上流の田んぼから低い平らな田んぼに流れ、江川沿いの田んぼは、月次橋付近の堰からの用水を利用しています。今から10年以上も前になりますが、月次橋のたもと家屋が水没し被害に遭いました。そのときは、江川河川の水も堤防の9割ぐらいに達していました。この家屋被害はもともと低地にあったせいもありますが、用水路の水に加え沢からの水や道路の路面の排水が一気に流れ込んだものと思われました。消防庁舎付近には江川河川と農業用水の幹線、県道からの路面排水が流れてきています。江川の堤防が安全であっても河川

の内側の水が増水した場合には、県道宇都宮那須烏山線の一番低い場所に水が流れることになります。防止策としては、道路の排水は江川河川に、そして江川から入ってくる水を遮断する工夫が必要となります。通常の豪雨では安全と考えますが、20%、30%増しの豪雨を想定したときにも安全に出動ができるのか。排水の安全対策についてお伺いいたします。

次に、新しい施設ができた後、旧施設をどのように利用するのかお伺いいたします。財産の処分が行われた場合に、市としては旧施設をどのように扱うのかお伺いいたします。2つの県道を結ぶ歩道つき道路が必要であると考えます。県道宇都宮那須烏山線と県道矢板那須烏山線をつないでいる道は狭く、消防庁舎ができた場合には交通量がふえ、交通の支障が予想されます。歩道つき道路が必要と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

県道下の堰は、自動傾動式に変える必要があると思います。先ほどの質問と関連いたしますが、増水した場合には江川の水位を下げるのには、堰が開いて水の流れをよくする必要があります。現在は堰に泥がたまって板が開かない状態にあります。増水時には開く必要があると思います。考えをお伺いいたします。

2. 雑入についてお伺いいたします。市においては合併特例債や交付金により10億円や14億円といった大型の施設工事が進んでいます。10億円や14億円のうち、1,000万円や5,000万円と聞いても大した金ではないというように錯覚してしまいます。例えば10万円の収入を得るにはどれぐらい時間と労力が必要なのか。お金の価値を認識するためにも、雑入の努力が必要と考えます。現在、広報那須烏山やホームページの広告バナーの募集を行っていますが、さらに市が使用する封筒の広告を新たにふやせないものかお伺いいたします。

3. 烏山産廃処分場についてお伺いいたします。県においては県内に管理型最終処分場がないことや、他県においては栃木県内で生ずる廃棄物を抑制する動きがあったり、民間事業者による設置が極めて困難であるために、公共関与とした処分場を整備したい意向であることが栃木県廃棄物処理計画で示されています。

烏山処分場は早い段階で計画をされましたが、地域住民の理解や信用が得られず、計画が進まないまま現在に至っています。そうした中で、県産業廃棄物処理業協同組合総会や県議会の一般質問においても、建設に向けた質問がありました。現在、栃木県においては、県営の管理型処分場の計画が隣接の那珂川町に計画され、話し合いが持たれています。仮に2カ所の処分場が設置されるようになると、県東部は産廃処分場のまちとされ、環境汚染といった風評被害が起きかねません。

2つの処分場計画のうち、1つが進めば、1つは計画の見直しが必要と考えます。2つ目の処分場は、県全体がバランスを考える必要があると思います。考えをお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは7番高德正治議員から、那須烏山消防署庁舎について、雑入について、そして烏山産廃処分場について、3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、新消防署についてお答えをいたします。まず、消防署の排水についてお尋ねがございました。神長に整備をいたします新消防庁舎につきましては、平成25年度の供用開始に向けまして、各地権者や地元住民のご理解とご協力をいただき、農振農用地除外の申請など、必要な法手続及び関係機関との調整を進めているところでございます。同時に、地質調査、造成工事、庁舎新築工事の実施設計などに関する協議も並行して進めております。

設計にあたりまして、議員ご指摘のように、最近は想定外の集中豪雨の発生も予想されますことから、増水に対する対策は万全を期した計画をしております。特に、開発に伴う主要地方道宇都宮那須烏山線と江川への影響につきましては、烏山土木事務所と道路の高さや河川の水量等について事前協議を行っておりまして、慎重に流量計算をした上に、余裕を持った排水計画を策定いたしております。

東側の進入路を含めた敷地内排水につきましては、西側に設置をする調整池に集めまして、江川に放流する計画といたしております。県道の排水につきましては、造成にあわせて側溝をふせ替え整備をする計画で、県と協議を進めているところでございます。

また、敷地北側の水田の排水のために、江川に沿って用水路がありますことから、消防庁舎の整備にあわせて改修を考えていきたいと思っております。敷地外の東側にある土地改良の農業用水につきましては、特に改修等を考えておりませんが、敷地全体を盛土することもございまして、影響はないものと考えております。

今後はさらに、県との協議によりまして、指導も受けながら実施設計に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧施設の利用方法についてお尋ねがございました。烏山消防庁舎は、昭和48年に建設され、既に38年が経過しておりまして老朽化が進んでおります。耐震化工事も行っていないことから、このまま他の施設として利用することは困難でございますので、解体撤去を考えております。ただし、庁舎西側の車庫及び消防団第1分団第2部の車庫と詰め所は、関係者と協議をしながら望ましい活用方法について検討していきたいと考えております。

撤去後の跡地利用につきましては、市役所前交差点が変則であります。交通に支障を来しておりますことから、道路改良も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、南那須分署につきましては、借地でもありますことから、解体撤去いたしまして、土

地所有者に返却をすることが望ましいと考えております。

次に、2つの県道を結ぶ道路整備についてご質問がございました。主要地方道宇都宮那須烏山線と主要地方道那須烏山矢板線を結ぶ道路は、すれ違いも困難な幅員4メートル弱の道路であります。一部が市道、一部が農道となっておりますが、朝夕は多くの通勤車両が通過する状況にあります。

今回は、新消防庁舎整備を優先とした経緯がございましたが、現在の道路状況に加え、緊急出動時に月次方面に抜けることができるならば、火災時の到達時間が短縮されますことから、幅の広い道路整備の必要性は認識をしているところであります。

計画では、消防敷地内に歩道3.5メートル、全幅11メートルの進入路のみを整備することになっております。これを主要地方道那須烏山矢板線までつなぐ構想も検討いたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、江川の自動傾動式堰の整備についてであります。まず、江川にかかる神長橋と堰の高さを標高で確認いたしますと、堰の高さが93.7メートル、神長橋の路面の高さは100メートル、橋けたの下が97メートル、新消防庁舎敷地は2メートル盛土をいたしますから99メートルということになります。

このように新消防庁舎の敷地は、堰の高さより5メートル以上高くなり、江川の堤防に比べても1.5メートル高い位置にございます。大雨で増水をしても十分な安全性を確保できる設計といたしております。

また、神長地内の江川は、下流に滝があることもございまして、河川が氾濫したという話は聞き及んでおりません。市内各所に大きな被害をもたらした昭和61年の水害においても、被害を発生したという記録はないようでございます。

このような状況から、現状において大丈夫ではないかと考えておりますが、さらに烏山土木事務所にも技術指導を受けますとともに、堰を管理します土地改良区の考え方等についても確認をしたいと考えております。

次に、雑入についてお答えをいたします。現在、市といたしましては、議員ご指摘のとおり、広報お知らせ版、広報那須烏山市公式ホームページへの広告を募集し、広告収入を得ております。これは、新たな財源確保のために、平成20年9月から導入した制度でございまして、昨年度は40件、33万5,000円の雑収入を確保したところでございます。

掲載にあたりましては、信頼される広告であることが求められますことから、申し込みを受けまして内容審査をいたしまして、受付の可否を決定いたしております。ちなみに広告の料金は、広報那須烏山の1コーナー、4.7センチ掛ける8.4センチがカラーページで1万円、2色ページ5,000円、広報お知らせ版の1コーナー、これは4.5センチ掛ける10センチ

でございます、5,000円。公式ホームページのバナー広告が1カ月5,000円でございます。

議員ご指摘の封筒への広告掲載でございますが、この広報紙への広告掲載の際にも検討したところでございますが、封筒の在庫が多量にあり、当面発注の予定がなかったことから見送った経緯があります。既に広報紙での広告収入の実績もありますことから、今後詳細について庁内で協議の上、導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。また、他の先進自治体の状況も調査をしながら、市有財産の広告媒体として可能性のあるものについては積極的に広告の媒体として活用してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

烏山産廃処分場についてご質問がございました。栃木県では、平成23年度から5年間の次期廃棄物処理計画を策定しておりまして、その中で、県外廃棄物の流入規制の問題や県北部に安定型最終処分場、これは安定5品目でございますが、の処分場が集中する現状の回避に向けた立地規制の検討などを盛り込んでおります。

また、那珂川町に計画をされております県営管理型産業廃棄物最終処分場の建設に続きまして、公共関与による新たな管理型処分場の整備検討についても明記をいたしております。これは、県が今後20年間に必要な管理型産廃処分場の容量を111万立米と計算をしているところでございますが、県内にも管理型処分場がない現状にありまして、那珂川町の県営処分場計画、容量80万立米だけでは不足いたしますことから、新たな公共関与処分場の整備が必要であるとしているものでございます。

このために、当該計画では、第3セクターや協同組合等の公共的団体による産業廃棄物処理施設の整備に対しましては、建設資金借り入れに対する損失補てんの活用などで支援することといたしております。

このような今、状況でございますが、ここで烏山産廃処分場計画の経緯を確認をさせていただきたいと思います。ことの始まりは、平成5年2月25日、県産業廃棄物処理業協同組合が、那須烏山市大木須地区に公共関与型の管理型最終処分場の設置計画書を県に提出したことであります。これは、敷地面積11万平方メートル、埋め立て面積5万8,000平方メートル、埋め立て容量150万立米という大規模な処分場であります。

これに先立つこと平成4年8月31日、大木須自治会中下自治会では、旧烏山町議会に産廃処分場設置反対の陳情書を提出いたしております。また、平成5年11月29日には、道祖神産廃処分場建設反対同盟が旧烏山町及び町議会に署名つきの陳情書を提出し、同年12月13日には、旧烏山町議会が陳情書を採択したところであります。

産廃処理業協同組合では、平成5年11月22日、県大田原保健所に事前協議書を提出いた

しまして、同年12月13日、県が旧烏山町に設置に係る事前協議を照会いたしております。これを受け、反対同盟では、同年12月24日、産業廃棄物処理施設設置反対に関する陳情書を県及び県議会に署名つきで提出をしたところでございます。

県では、平成6年5月26日、旧烏山町に対して事前協議に対する意見書を提出するよう最後の催促をいたしております。その後、平成8年8月2日、県は建設中、操業中、閉鎖後の被害の補てん、原状回復等の全責任を産廃処理業協同組合とともに連帯して負うこと。また、保全協定が締結をされない限り、事前協議は終了しないことという内容の確約書に署名し、環境保全協定の締結に向けて準備が整うはずでありました。

しかし、市貝町の烏山クリーンが、第1処分場から数百メートル南に産廃処分場設置の計画を提出し、県がこれを受理していたことが判明し、さらに同社が計画書を取り下げた後、産廃処理業協同組合が第2処分場計画地として登記がえをしていたことが判明したことで、反対同盟では県との話し合いの拒否と県への白紙撤回を要求しております。旧烏山町議会は、平成12年3月16日、大木須最終処分場の設置に反対する決議をしたのでございます。

平成13年4月24日には、11団体が加盟した烏山町産廃処分場建設反対連絡会が1万7,763人の建設反対の署名を知事あてに提出いたしました。平成15年7月30日には、産廃処理業協同組合が県に大木須最終処分場の許可申請を提出をいたしました。県は正式受理をせず、現在に至っているという状況でございます。

以上、非常に重要な問題でございますことから、細かな経緯を確認をさせていただきました。市といたしましては、県の産業廃棄物処理計画も十分理解をしているところでございますが、産廃処分場の建設には、住民合意が非常に重要であると考えております。今後とも、処理施設の必要性、安全性について正確な情報収集をしますとともに、県の動向を見きわめながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 2回目の質問をさせていただきます。那須烏山消防庁舎の排水関係ですね。先ほど市長の答弁では、土木事務所と協議をして安全を確認をしている。消防庁舎の位置はその堰から大体5メートルの高さで水は乗りませんよ。そういった安全がありますという説明かなと思いますが、特に、江川の河川、内側の水ですね、それが入ってくると堤防自体が安全であっても、内側の水が増水をしてくる。

そうすると、その増水というのは、農業用水を伝わってそこに集中する。ちょうど県道宇都宮烏山線の北側というのは、その水が出る場所は農業用幹線と江川橋のたもとにある2カ所が水の出口になるわけですから、それがふさがるとどうしても水が増水をしてくる。それが敷地

までいかなくても、その周辺の道路が冠水する。

そういった通常では考えられないと思うんですが、万が一そういった水が増水したときには、車を出動するときにその県道を横切るときに、水に乗って車が走るような状態も想定される。これは想定外の話になると思うんですが、どうしてもその場所が一番消防庁舎の弱点の場所かなど。この辺をもう一度土木事務所と安全の余裕ですか、そういったものを確認をして進めていただきたいと思います。市長の考えをお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高德議員のご意見はまさにごもっともだと思います。地元の地形をよく知られている議員ならではの意見だろうと思っています。旧南那須の月次地区でいつも大きな床下浸水があるのも、あの地域の上流の地点でございます。10年前はおそらくそのことを言われているのかなど、先ほどちょっとそのようにお聞きしたんですが、江川が堤防を超えるということはあまりないんですね。今、議員ご指摘のように、沢から田んぼの用水があふれて、あるいは田んぼの沢水が流れて、それが敷地内に流入するという事なんですね。あの地域はやはりそのような地域になっておりまして、確かにこの新庁舎もそのような立地的なことにあることは間違いございません。

想定外、想定外ということはいくらも使いたくございませんが、やはりこれからの局所的な集中豪雨はその懸念も十分ございます。したがって、川だけにとらわれるのではなくて、こういったあそこの地形から過去のいろいろなデータからしますと、田んぼの用水から流れ込むというのが多いようございますから、それを十分土木事務所の指導も受けながら、また、管理監督を受ける業者ともよく相談をして、その辺のところは万全を期す設計にしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま市長の答弁がありました。安全に安全を重ねて土木事務所との協議あるいは設計測量をもう一度確認をして、安全な方法で進めていただきたいと思います。

次に、新しい施設ができたときに、旧施設の利用ということで、当面は道路改良してということで、ちょうどあそこの場所は烏山庁舎に一番近い場所ですので、利用が可能であれば、庁舎の駐車場的なものを考えていただければありがたいなと思うんですが、その辺の考えをお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど基本的には老朽化施設は解体撤去ということになります。消防団が使用している部分につきましては、消防団と協議の上、決定をしていきたいと思っております。

まず、変則交差点ということもございますから、あれを解消するために一部やはり用地に充

てなければなりません。あと駐車場ということも当然一番利用価値としては価値があるというふうに私も考えておりますが、いずれにいたしましても、それも含めた検討を進めてまいりたいと思いますので、ひとつ利用方法については今後とも検討しているというようなところでご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） その旧施設におきましては、道路改良して、あとは有効利用ができるようにお願いいたします。

次に、県道と県道を結ぶ2つの道路ということで、市長の答弁では必要性は感じて、ある程度将来的には整備を行うというような考え方だったと思うんですが、その辺の整備の考え方をもう一度お願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。あそこは朝夕のラッシュ時を見ていると、大変今住民の利用が多いところでございます。そして、あそこに矢崎の工場があったりいたしまして、従業員の駐車場も隣接するということが大変そういった意味で利用価値が高い道路なんですね。

あれは農道と市道と一本化していません。それと、やはり道路を拡幅することになりますと、農振農用地の問題であるとか、あるいは今度は用地買収ということも進めていかなければなりませんので、やはり時間と財政上のお金も大変かかってまいりますので、そういったところから、ひとつ計画的にこの整備は考えていきたいと思っておりますので、新庁舎と同時にこの道路をつくるということは極めて困難でございます。したがって、計画的に順次整備を進めていく。そのような考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 市長から計画的に考えていきたいと思いますという答弁をいただきました。あの道路がまっすぐな道ですから、将来的に道を広げる場合には、消防庁舎ではありませんが、そういった田んぼを利用する施設を考えながら道路の整備ということもありますので、そのことを頭に置いて将来的な設置をお願いいたします。

続きまして、県道下の堰ですね。堰は昔は農業用水ですから、水をためるのが役割ですから、その周辺が水が乗っても大した影響はなかったんですが、今回、消防庁舎もできるということですから、私たちの目の錯覚かもしれませんが、堰がとまっていると橋の下の面積というのが何となく狭く感じるわけですね。何カ所か私も見たことがあるんですが、台風の時期に堰が自動的に倒れるという、そういった堰も最近では出てきていますので、消防庁舎まで堰があつて

も、水は乗らないという考え方もありますが、堰が流れるということも安全に安全を重ねればそういった工夫も必要かなとは思いますが、その辺のところ、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど海拔でいろいろ事務的なお話をさせていただきましたが、確かに自動傾動式は江川の上流の上川井地内で設置をした経緯もございます。大変効果はあるというふうに報告を聞いておりますので、傾動式も検討はすべきだろうと思いますが、いずれにいたしましても、よく技術的に烏山土木等の指導を受けながら、また本当に仔細にそういった安全性が100%大丈夫なのかというようなところまで徹底をして、検討してまいりたいと思いますので、今の段階で傾動式に切りかえるというような判断はちょっといたしかねますので、今後大いに検討材料としてそのようなご意見を伺っておくというようなことにとどめておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） その堰の傾動式というのは、私が見たのは内川、喜連川内川のところで喜連川消防庁舎の前にその傾動式があります。内川が比較的早く新しい堰をつくっているという状態でありますので、そういった傾動式が必要な場合にはそういったものを参考に進めていただきたいと思います。

続きまして、雑入についてお伺いいたします。先ほどの市長の答弁では、封筒の在庫があるので今の段階ではできないけれども、将来的には考えたいということですが、その辺の考えでよろしいでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのようなことで、前向きに雑入を大いに収益に寄与したいと思っておりますので、封筒以外にも広告媒体はたくさんございますので、各課、今、そのようなことででき得る限り、可能な限り、そういったところに積極的に取り組むように指示をいたしているところでございますので、このことについては自主財源を確保する意味でも少しでも稼いでいくべきだろうと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 雑入については封筒以外にも庁舎内の壁を使ったり、駐車場に立て看板をつくったりということいろいろな広告の媒体があると思いますから、そういったものを庁内で検討して、少しでも雑入がふえるようお願いをいたします。

続きまして、烏山産廃処分場の件に移らせていただきます。この問題は大きな問題ではありますが、一番の時期というのは、今の時期は管理型の処分場が馬頭でできる。また、それで進

んでいるという形でありますから、烏山にもしその計画が出て、事前協議が進むとなると2つになりますから、この計画、これはあくまでも県の計画でありますから、県の計画を見直してらう。事業計画を見直してもらう。それが一番のポイントというか、烏山処分場を廃止なり中止をするのには、県の事業計画を見直してもらおうということだと思っておりますが、県に対して市長のほうから意見とかというのは出せるのか、お伺いたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど第1回目のご答弁で申し上げましたけれども、県は平成23年度から5カ年間、次期廃棄物処理計画を策定をいたしております。その中で、安定5品目と言われる安定型最終処分場につきましては、どうしても今、県北に集中をしているのでバランスをとるという規制をしたいんだということが盛り込まれております。

そのようなところがありますので、いわゆる管理型の産業廃棄物の最終処分場についても同等に扱っていただきまして、バランスをとった計画を私どもは期待をしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 市長におかれましては、栃木県の廃棄物処理計画の話かなとは思いますが、これは処理計画は一応10年の期間で設定されて審議会を経て計画されている。そうした中で、この計画の中の産業廃棄物安定処理の項目は、馬頭最終処分場の整備を推進します。これは県の計画で出ています。そして、今の組合関係の場合には、第3セクターや協同組合の公共的団体による産業廃棄物処理施設の整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用などにより支援を行います。この処理計画の中での部分というのはここかなとは思いますが、この計画の中では、明確に馬頭処分場を整備しますという計画になっているわけですね。

烏山の処分場は、そういった組合に対して補てんをしますよ。そういった言い方になっていくと思うんですが、この処理計画も、馬頭処分場にしても、烏山処分場にしても、一番最初の発端というのは、県が関与してできたということで、どこの場所にどうつくるかという議論をしないままに、受け入れが可能な場所につくったという経緯があつて、住民の同意が得られないでつくれないという状態かなと思います。

この馬頭処分場が万が一できた場合には、烏山処分場の計画自体を見直すという、これは審議会によって決定されてきますから、そういった働きあるいは那須烏山市の意向も伝えないと、どうしてもこれは消えてなくなる。その辺の市長の考え、もう一度お願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この問題は先ほど申し上げましたように、大変重要かつデリケートな問題でございますので、私の発言も慎重を期したいと思います。そういう中で、過日、ことし

の6月の県議会の定例会でも、烏山処分場について県議会のある議員から執行部に質問されております。その答弁要旨をちょっと申し上げますと、産業廃棄物の処理協同組合による管理型最終処分場の設置計画については、平成5年11月に事前協議を受理して公共関与型の処分場として、当初、県も地元との合意形成に努めたところではあるが、平成12年3月以降、進展が見られない状況となっているということが前段であります。

さらに、今、議員ご指摘の馬頭及び烏山両処分場の整備であります。県直営で進めている馬頭処分場は、早期着工に向け全力を尽くしていく。こう回答いたしております。また、烏山処分場は、馬頭処分場の進捗状況を踏まえて、現在中断をしている事前協議の再開時期などについて引き続き組合と協議をしまいたい。こういうふう回答しているんですね。

これが直近の県議会あるいは県議会との質問の答弁でございます。そういうことを踏まえると、市といたしましても、今後とも正確な情報を収集することがまず第一。そういうことで、これをするとともに、県の動向をやはり見きわめながら対応していく問題だろうと考えておりますので、ぜひこのことはご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 確かにデリケートな問題であります。この馬頭処分場が万が一進んで、その後烏山処分場だよとなったときに、烏山処分場は嫌ですよというのはなかなか言えなくなってくると思うんですね。だから、ちょうど馬頭処分場が進んでいる間に、烏山の意向なり県の意向を考えて、この地域には1つにしましょう。そういった方向に持っていただければ、これは私の意見ですが、市長の考えをお伺いいたして質問いたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 繰り返しになって大変申しわけございませんが、産業廃棄物処分場の建設には住民合意が極めて最大重要でございますので、このように私は受けとめております。今後とも処理施設の必要性、安全性について、正確な情報収集に努めてまいります。そして、県の動向を見きわめながら対応していきたいと考えておりますので、ひとつご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

以上で、7番高德正治議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月9日午前10時から開きます。本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

[午後 3時08分散会]